

平成16年第3回北信広域連合議会定例会会議録

北信広域連合告示 第5号

平成16年10月18日(月) 中野市役所31号・32号会議室に開く。

平成16年10月18日(月) 午前10時開議

議事日程(第1号)

- 1 開会
- 2 会議録署名議員指名
- 3 会期等の決定
- 4 議案第1号 平成16年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 5 議案第2号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 議案第3号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 議案第4号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 8 議案第5号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第6号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 10 議案第7号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
- 11 議案第8号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第9号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 13 議案第10号 平成15年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 14 議案第11号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 議案第12号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 議案第13号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 議案第14号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算

認定について

- 18 議案第 15 号 平成 15 年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 19 議案第 16 号 平成 15 年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 20 議案第 17 号 平成 15 年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 21 議案第 18 号 平成 15 年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 22 議案第 19 号 平成 15 年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第 20 号 平成 15 年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり（22名）

1 番 勝 山 泰 明 議員	13 番 宮 崎 早 人 議員
2 番 荻 原 勉 議員	14 番 大 塚 一 夫 議員
3 番 高 相 美 智 子 議員	15 番 小 林 克 彦 議員
5 番 田 中 昭 男 議員	16 番 大 塚 武 志 議員
6 番 小 林 洋 之 議員	17 番 青 木 豊 一 議員
7 番 小 島 友 一 議員	18 番 吉 岡 勝 議員
8 番 赤 津 安 正 議員	19 番 桜 沢 恒 友 議員
9 番 望 月 弘 幸 議員	20 番 上 野 博 文 議員
10 番 中 嶋 元 三 議員	21 番 浦 野 良 平 議員
11 番 高 木 尚 史 議員	22 番 山 崎 治 茂 議員
12 番 山 崎 一 郎 議員	23 番 湯 本 一 議員

欠席議員 次のとおり（1名）

4 番 丸 山 惣 平 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 栗 原 満	主 査 小 野 幸 司
事務局 次長補佐 海 野 昇 正	主 査 西 田 幸 一
保険福祉係長 宮 崎 均	

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青 木 一	幹 事	岩 本 敏 男
副広域連合長	木 内 正 勝	幹 事	土 屋 喜 久 夫
副広域連合長	中 山 茂 樹	幹 事	(代)池田盛人
副広域連合長	柳 澤 萬 壽 雄	幹 事	藤 田 忠 良
副広域連合長	高 橋 善 造	幹 事	桑 原 富 平
副広域連合長	清 野 眞 木 生	事務局次長	松 木 隆 一
副広域連合長	高 橋 彦 芳	望岳荘施設長	湯 本 和 男
助 役	小 林 貫 男	高社寮施設長	池 田 剛
収 入 役	西 川 詔 男	千曲荘施設長	金 井 晃
監 査 委 員	金 井 義 信	いで湯の里施設長	大 井 良 元
幹 事	西 沢 弘 行	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄
幹 事	清 水 侃	ふるさと苑施設長	青 木 隆 雄

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、事務局長栗原満君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長(小林洋之君) ただいまの報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本会議は成立いたしました。

これより、平成16年第3回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります、議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(小林洋之君) ここで、広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君登壇)

広域連合長(青木 一君) 本日ここに、平成16年第3回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今年は、台風の上陸が多く、当地域におきましても大きな被害が出ており、被害にあわれました皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、当地域で進められております北陸新幹線の建設につきましては、着々と事業進捗が図られており、トンネル開通記念イベントが開催され、地域の期待も次第に大きくなっていることが感じられます。また、

上信越自動車道の4車線化工事につきましても、今月中には、信州中野 豊田飯山間では、対面通行の解消がなされるなど、誠に喜ばしいことであります。

次に、経済情勢についてですが、県下でもようやく回復基調が見られるようになってまいりました。日銀松本支店が発表した9月の、県内企業短期経済観測調査、いわゆる「短観」によりますと、業績が「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業の割合を差し引いた「業況判断指数」は、ペースは鈍化したものの、6期連続で改善をし、「景況感」は13年4ヶ月ぶりの高水準で、バブル崩壊後の最高を更新した。」としております。また、高校卒業予定者の就職内定率も、前年同期に比べ、2.9ポイント上回ったとの報道もあり、今後も堅実な景気回復を願うものであります。

さて、北信広域連合の主要事業であります、老人ホームの運営につきましては、関係の皆さんのご協力によりまして、順調に推移しております。

平成15年度決算につきましては、広域連合として、介護保険制度が施行されてからの4回目の決算となり、おかげさまで、各会計とも順調な決算をすることができました。細部につきましては、各議案の中でご説明を申し上げますが、今後とも健全財政の堅持に努め、北信地域の福祉増進に努めて参る所存であります。議員各位におかれましても、格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、予算案9件、決算認定11件の、計20件であります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

2 会議録署名議員の指名

議長（小林洋之君） 日程2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

20番、上野博文議員、

21番、浦野良平議員、

を指名いたします。

3 会期等の決定

平成16年第3回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期：平成16年10月18日（月）～10月25日（月）8日間

月日	曜日	時間	会議	摘要
10月18日	月	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
19日	火		休会	議案審査のため
20日	水		〃	議案審査のため
21日	木		〃	議案審査のため
22日	金		〃	議案審査のため

23日	土		休会	土曜日のため
24日	日		"	日曜日のため
25日	月	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長(小林洋之君) 日程3、会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配布いたしました、平成16年第3回北信広域連合議会定例会運営日程(案)のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林洋之君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程(案)のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました、例月出納検査及び決算審査の結果を、お手元に配布してありますのでご了承願います。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

- 4 議案第1号 平成16年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 5 議案第2号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 議案第3号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 議案第4号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 8 議案第5号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第6号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 10 議案第7号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
- 11 議案第8号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第9号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)

議長(小林洋之君) 日程4、議案第1号 平成16年度一般会計補正予算(第1号)から、日程12、議案第9号 平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)までの、9議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君登壇)

広域連合長(青木 一君) 議案第1号から議案第9号までの9件を、一括してご説明を申しあげます。

はじめに、議案第1号 平成16年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)について申しあげます。なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

本案につきましては、補正総額326万9千円を追加し、補正後の予算総額は、3億7,177万5千円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金では、331万6千円の減額となります。内訳は、経常経費確定に伴う137万5千円の減額及び国の要綱改正に伴う、介護認定審査会の審査出席延委員数の減員による、194万1千円を減額するものであります。

2款 県支出金では、105万円の追加となります。内訳は、圏域案内サイン設置事業を、補助率2分の1の「地域づくり総合支援事業」から、本年度創設された補助率3分の2の「美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業」への乗り換えに伴う追加であります。

4款 繰越金では、15年度決算に伴い473万5千円を追加し、5款 諸収入では、雑入のコピー機使用料80万円を追加するものであります。

歳出につきましては、2款 総務費では、521万円の追加となります。内訳では、1項 総務管理費 1目 一般管理費で、人事異動に伴う人件費の確定に伴い人件費関係を組み替え、コピー使用の増に伴い印刷製本費に80万円を追加し、L G W A N設置・接続に伴うデータセンター使用料の追加等であります。2目 企画費では、「美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業」への乗り換えに伴ない、圏域案内サイン設置工事費の一部をアドバイザー報酬に10万5千円、案内サイン整備マニュアル・デザイン設計委託料に105万円を組み替え、また、観光担当職員共同研修のための負担方法の変更に伴う負担金への組み替え等であります。3項 監査委員費では、臨時議会・収入役引継に伴う報酬1万4千円の追加であります。

3款 民生費、1項 社会福祉費では、194万1千円の減額となります。内訳は、1目 介護保険総務費においては、人事異動に伴う人件費の確定に伴い人件費関係を組み替え、2目 介護認定審査会費では、歳入の分担金の中でもご説明申し上げましたように、国の要綱改正に伴い介護認定審査会の審査出席延委員数の減のため、委員報酬で228万6千円の減額となります。

次に、議案第2号 平成16年度 特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、補正総額2,835万6千円を追加し、補正後の予算総額は4億1,383万4千円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金 1項 負担金が、890万円の追加であります。内訳は、1目 一般利用者負担金で541万8千円を追加し、2目 短期利用者負担金で348万2千円を追加、ともに利用率アップに伴うものであります。

2款 財産収入 1項 財産運用収入では、財政調整基金積立金利子35万8千円の追加であります。

3款 寄附金では、一般寄附金の増による5万円の追加であり、4款 繰越金では、15年度決算に伴い1,900万7千円の追加であります。

5款 諸収入 3項 雑入では、嘱託職員の増に伴う雇用保険本人負担分4万1千円の追加であります。

歳出につきましては、1款 民生費 1項 特別養護老人ホーム事業費 1目 施設総務費におきましては、864万4千円の減額であります。内訳は、人事異動に伴う職員人件費1,463万4千円の減額、産休・育休等による代替職員の増に伴う報酬432万4千円の追加、賃金166万6千円の追加でありま

す。

3款 諸支出金 1項 基金費では、財政調整基金積立金3,700万円を追加するものであります。

次に、議案第3号 平成16年度 特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、補正総額2,374万3千円を追加し、補正後の予算総額は3億2,526万7千円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金、1項 負担金が、799万6千円の追加であります。内訳は、1目 一般利用者負担金で688万9千円を追加し、2目 短期利用者負担金で110万7千円を追加、ともに利用率のアップに伴うものであります。

4款 繰越金では、15年度決算に伴い1,574万7千円の追加であります。

歳出につきましては、1款 民生費 1項 特別養護老人ホーム事業費におきまして、1,035万7千円の減額であります。1目 施設総務費におきましては、1,062万9千円の減額で、内訳は、中途退職及び人事異動に伴う職員人件費2,122万7千円の減額、産休・育休及び機能訓練指導員の配置等による代替職員の増に伴う報酬894万2千円の追加、賃金165万6千円の追加であります。4目 保健衛生費では、養護と按分で除細動器を配備し、その購入費として27万2千円の追加です。

3款 諸支出金 1項 基金費では、財政調整基金積立金3,410万円を追加するものであります。

次に、議案第4号 平成16年度 養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について。

本案につきましては、補正総額1,016万4千円を追加し、補正後の予算総額は、1億2,635万円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金が、措置費の改定に伴い、90万4千円の減額、4款 繰越金では、15年度決算に伴い、1,106万8千円の追加であります。

歳出につきましては、1款 民生費 1項 養護老人ホーム事業費におきまして、256万4千円の追加であります。内訳は、1目 施設総務費におきましては、31万5千円の追加であり、人事異動に伴う職員人件費132万1千円の減額、療休職員の代替職員賃金163万6千円の追加であります。2目 施設管理費では、浴室給湯配管の漏水等に伴う修繕工事費207万円の追加であり、4目 保健衛生費では、特養と按分で除細動器を配備し、その購入費として17万9千円を追加するものです。

2款 諸支出金では、財政調整基金積立金760万円を追加するものであります。

次に、議案第5号 平成16年度 特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、補正総額2,200万円を追加し、補正後の予算総額は、2億8,200万円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金 1項 負担金が、625万3千円の追加であります。内訳は、1目 一般利用者負担金で270万3千円の追加、2目 短期利用者負担金で355万円の追加、ともに利用率のアップに伴うものであります。

2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 民生使用料が、85万8千円の減額であります。これにつきましては、千曲荘に隣接設置している飯山市のデイサービスセンターが、千曲荘の浴室を利用する際に、従来より浴室使用料として負担していただいたものですが、使用料条例のないことから、本項目か

ら雑入へ替えることに伴うものであります。

5款 繰入金 1項 基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから、400万円を減額するものであります。

6款 繰越金では、15年度決算に伴い1,972万9千円の追加であります。

7款 諸収入 3項 雑入では、先ほど使用料及び手数料の中でご説明申し上げました浴室使用の負担金からの組み替え85万8千円と、嘱託職員の増に伴う雇用保険本人負担分1万8千円の追加であります。

歳出につきましては、1款 民生費 1項 特別養護老人ホーム事業費におきまして、50万円の追加であります。1目 施設総務費におきましては、52万7千円の追加で、内訳は、人事異動に伴う職員人件費485万7千円の減額、産休・育休及び機能訓練指導員の配置等による代替職員の増に伴う報酬538万4千円の追加であります。2目 施設管理費では、養護と按分の工事関係確定に伴う入札差金28万4千円の減額であります。4目 保健衛生費では、養護と按分で除細動器を配備し、その購入費として、25万7千円を追加するものです。

3款 諸支出金 1項 基金費では、財政調整基金積立金2,150万円を追加するものであります。

次に、議案第6号 平成16年度 養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、補正総額1,340万円を追加し、補正後の予算総額は、1億2,840万円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金が、措置費の改定に伴い、93万円の減額、2款 県支出金、1項 県補助金、1目 民生費県補助金では、産休代替のための職員雇用事業補助金として18万円の追加、5款 繰入金 1項 基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから、200万円を減額するものであります。

6款 繰越金では、15年度決算に伴い、1,615万円の追加であります。

歳出につきましては、1款 民生費、1項 養護老人ホーム事業費におきまして、110万円の追加であります。内訳は、1目 施設総務費におきましては、109万5千円の追加であり、人事異動に伴う職員人件費21万5千円の追加、産休・育休職員の代替職員報酬88万円の追加であります。2目 施設管理費では、特養と按分の工事関係確定に伴う入札差金18万9千円の減額であります。4目 保健衛生費では、特養と按分で除細動器を配備し、その購入費として19万4千円を追加するものであります。

2款 諸支出金では、財政調整基金積立金1,230万円を追加するものであります。

次に、議案第7号 平成16年度 特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、補正総額1,761万9千円を追加し、補正後の予算総額は3億4,408万円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金 1項 負担金が、124万2千円の減額であります。内訳は、1目 一般利用者負担金では288万2千円の減額をし、2目 短期利用者負担金164万円を追加するものであります。これにつきましては、利用率のアップに伴うもの、及び管理栄養士の異動に伴い、食事費負担金が減額されたこととに伴うものであります。

4款 繰越金では、15年度決算に伴い1,886万1千円の追加であります。

歳出につきましては、1款 民生費、1項 特別養護老人ホーム事業費におきまして、328万1千円の減額であります。1目 施設総務費におきましては、490万5千円の減額であります。内訳は、人事異動に伴う職員人件費1,095万1千円の減額、産休・育休等による代替職員の増に伴う報酬521万5千円の追加、賃金83万1千円の追加であります。2目 施設管理費では、浄化槽ポンプ及び送風管の取り替え、洗濯用蒸気ボイラー、給湯ポンプ修繕等の修繕料として、160万3千円の追加、備品購入費では、ガスレンジ購入の先送りに伴う27万9千円の減額であり、3目 施設生活費では、おむつ交換車の老朽化に伴う1台更新に22万6千円の追加であります。4目 保健衛生費は、入所者健康管理検査手数料7万4千円を追加するものであります。

3款 諸支出金、1項 基金費では、財政調整基金積立金2,090万円を追加するものであります。

次に、議案第8号 平成16年度 特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、補正総額2,641万3千円を追加し、補正後の予算総額は、3億811万5千円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金、1項 負担金が、430万円の追加であります。内訳は、1目 一般利用者負担金で43万円追加し、2目 短期利用者負担金で387万円追加、ともに利用率のアップに伴うものであります。

4款 繰越金では、15年度決算に伴い2,211万3千円の追加であります。

歳出につきましては、1款 民生費、1項 特別養護老人ホーム事業費におきまして、651万3千円の追加であります。1目 施設総務費におきましては、607万8千円の追加であります。内訳は、人事異動に伴う職員人件費446万4千円の追加、産休・育休等による代替職員の増に伴う報酬161万4千円の追加であります。3目 施設生活費では、野沢温泉村の下水道使用料の改定に伴ない、下水道使用料43万5千円の追加であります。

3款 諸支出金、1項 基金費では、財政調整基金積立金1,990万円を追加するものであります。

次に、議案第9号 平成16年度 特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、補正総額3,126万7千円を追加し、補正後の予算総額は、3億4,730万4千円となります。

歳入では、1款 分担金及び負担金、1項 負担金が、1,020万円の追加であります。内訳は、1目 一般利用者負担金で635万7千円を追加し、2目 短期利用者負担金で384万3千円を追加、ともに利用率のアップに伴うものであります。

4款 繰入金、1項 基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、一部の資金運用で可能となったことから、260万円を減額するものであります。

5款 繰越金では、15年度決算に伴い2,366万7千円の追加であります。

歳出につきましては、1款 民生費、1項 特別養護老人ホーム事業費におきまして、846万7千円の追加であります。1目 施設総務費におきましては、831万4千円の追加で、内訳は、人事異動に伴う職員人件費198万8千円の追加、産休・育休代替職員の増に伴う報酬530万5千円、賃金102万1千円の追加であります。3目 施設生活費では、オムツ交換車1台の購入費22万6千円の追加等であ

ります。

3款 諸支出金 1項 基金費では、財政調整基金積立金2,280万円を追加するものであります。以上、9議案につきまして一括してご説明申し上げました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

-
- 13 議案第10号 平成15年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 14 議案第11号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 15 議案第12号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 16 議案第13号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 17 議案第14号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 18 議案第15号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 19 議案第16号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 20 議案第17号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 21 議案第18号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 22 議案第19号 平成15年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 23 議案第20号 平成15年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

議長(小林洋之君) 日程13、議案第10号 平成15年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程23、議案第20号 平成15年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君登壇)

広域連合長(青木 一君) 議案第10号から議案第20号までの11件を一括してご説明を申し上げます。

なお、お手元に、「平成15年度の事業実績並びに主要施策成果説明書」をお配り申し上げますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、議案第10号 平成15年度一般会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。決算規模は、予算総額3億2,939万3千円に対し、歳入総額3億2,826万8,758円、歳出総額3億2,233万3,405円で、歳入歳出差引額593万5,353円の剰余であります。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入では、市町村分担金が1億9,359万余円、県支出金は3,981万余円で、内訳では、地域づくり総合支援事業補助金302万余円、救急医療対策費補助金3,679万余円であります。

繰入金は、7,918万余円。これは、各施設特別会計からの施設建設時の起債償還金返済分及び事務局人件費分であります。

次に、歳出について申し上げます。議会費が35万余円。総務費は7,309万余円であります。このうち、昨年度から県の「地域づくり総合支援事業」を取り込んだ「地域情報発信事業」として、広域観光宣伝用のホームページ「らぐらぐ倶楽部」の更新、観光情報キオスク端末の設置、ふるさと探検パスポート事業を、573万余円で実施しました。

民生費は、4,275万余円で、このうち介護保険に関する経費が2,698万余円あります。

衛生費は、「病院群輪番制病院運営事業補助金」、5,518万余円で、内訳は、北信総合病院及び飯山赤十字病院への休日・夜間の救急医療の運営費3,418万余円及び飯山赤十字病院へのX線テレビ装置2,100万円あります。

公債費は1億5,094万余円で、平成15年度末の広域連合債の現在額は、20億4,624万余円あります。

次に、議案第11号 平成15年度 特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額4億2,632万4千円に対し、歳入総額4億3,626万5,944円、歳出総額4億0,674万5,779円で、歳入歳出差引2,952万0,165円の剰余であります。

歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億8,981万余円あります。

次に、歳出につきましては、入所者90人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費、2億4,665万余円、施設管理費、1,279万余円、施設生活費、6,139万余円、保健衛生費、193万余円あります。

次に、議案第12号 平成15年度 特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額3億3,747万7千円に対し、歳入総額3億4,052万4,126円、歳出総額3億1,777万7,101円で、歳入歳出差引、2,274万7,025円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億9,480万余円、基金繰入金360万円あります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所6床分の処遇に係る費用であります。施設総務費、1億9,785万余円、施設管理費、1,187万余円、施設生活費、4,691万余円、保健衛生費、134万余円あります。

次に、議案第13号 平成15年度 養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額1億2,160万4千円に対し、歳入総額1億2,420万1,417円、歳出総額

1億1,013万2,681円で、歳入歳出差引1,406万8,736円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,339万余円であります。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でありまして、施設総務費、6,487万余円、施設管理費、439万余円、施設生活費、3,037万余円、保健衛生費、96万余円であります。

次に、議案第14号 平成15年度 特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額2億8,239万3千円に対し、歳入総額2億8,921万6,685円、歳出総額2億6,627万5,700円で、歳入歳出差引2,294万985円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億5,665万余円、基金繰入金400万円であります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費1億8,829万余円、施設管理費1,269万余円、施設生活費3,889万余円、保健衛生費、88万余円あります。

次に、議案第15号 平成15年度 養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額1億3,723万2千円に対し、歳入総額1億3,990万3,388円、歳出総額1億2,166万2,865円で、歳入歳出差引1,824万0,523円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,262万余円、国庫補助金681万余円、県補助金357万余円、基金繰入金550万円あります。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でありまして、施設総務費、6,603万余円、施設管理費2,128万余円、施設生活費2,912万余円、保健衛生費46万余円あります。特に、施設管理費において大規模修繕工事1,328万余円とし、屋根葺き替え及びボイラー更新工事を実施しました。

次に、議案第16号 平成15年度 特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額3億4,816万2千円に対し、歳入総額3億5,221万296円、歳出総額3億2,364万8,572円で、歳入歳出差引2,856万1,724円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億1,949万余円、基金繰入金320万円あります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所10床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費2億3,409万余円、施設管理費973万余円、施設生活費4,856万余円、保健衛生費、139万余円あります。

次に、議案第17号 平成15年度 特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額3億0,381万円に対し、歳入総額3億1,694万8,262円、歳出総額2億8,633万4,343円で、歳入歳出差引3,061万3,919円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億 8,483 万余円であります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 60 人及び短期入所 10 床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費 1 億 9,420 万余円、施設管理費 848 万余円、施設生活費 4,479 万余円、保健衛生費 144 万余円であります。

次に、議案第 18 号 平成 15 年度 特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 3,326 万 2 千円に対し、歳入総額 3 億 3,885 万 8,396 円、歳出総額 3 億 1,019 万 0,861 円で、歳入歳出差引 2,866 万 7,535 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億 9,229 万余円、一般会計繰入金 648 万余円でありませ

ず。次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 70 人及び短期入所 5 床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費 2 億 0,901 万余円、施設管理費 712 万余円、施設生活費 4,306 万余円、保健衛生費 93 万余円であります。

次に、議案第 19 号 平成 15 年度 ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額 1,578 万 8 千円に対し、歳入総額 1,605 万 9,570 円、歳出総額 1,115 万 1,554 円で、歳入歳出差引 490 万 8,016 円の剰余であります。

この会計は、ふるさと市町村圏基金 10 億円の運用益を活用した、地域振興整備事業に係るものであります。

まず歳入につきましては、基金利子による財産収入が、827 万余円、一般会計繰入金 596 万余円でありませ

ず。次に、歳出につきましては、広域圏振興整備事業費 518 万余円、財産管理費として、基金への貸付元金戻し積立に 596 万余円であります。

次に、議案第 20 号 平成 15 年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額 129 万 5 千円に対し、歳入総額 129 万 5,677 円、歳出総額 118 万 571 円で、歳入歳出差引 11 万 5,106 円の剰余であります。

歳入の主なものは、市町村及び構成組合の分担金 74 万余円であります。

歳出は、総務管理費の 118 万余円であります。

以上、11 件につきまして、一括ご説明を申しあげました。各施設の財政調整基金の会計別年度末現在高につきましては、決算書の 250 ページをご覧くださいと思います。

各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明させますので、よろしく願いをいたしたいと思

います。なお、今後とも、特別養護老人ホームにつきましては、引き続き健全経営を堅持しながら、施設介護サービスの充実に努めるとともに、計画的な財政調整基金積み立て、適正な人件費管理を進める予定でありますので、ご理解を、お願いをいたしたいと思

また、監査委員による決算の審査結果につきましては、お手元に申しあげてございます「平成15年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について」のとおりであります。審査結果を十分生かし、今後の財政運営の適正化に努めて参る 所存であります。

よろしくご審議のうえ、ご認定をいただきますようお願いを申しあげます。

議長(小林洋之君) 続いて、事務局次長及び各施設長において、本案の補足説明がありましたら、お願いをしたいと思ひます。

(事務局次長 挙手)

議長(小林洋之君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 事務局次長の松木でございます。それでは、広域連合長のただいまの提案説明に補足をして、私からそして各施設長から順次ご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。なお、説明につきましては、お手元に配付してございます「平成15年度の事業実績並びに主要施策成果説明書」によりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議案第10号 一般会計の主なものを申しあげます。4ページをお開きいただきたいと思います。先ず、上段の一般管理事務につきましては、事務局職員7人分の人件費が主なものでございまして、他に需用費、役務費等々でございます。中段の広域市町村圏計画管理推進事務につきましては、平成14年度から引き続いた「広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会」によりまして、調査研究書を取りまとめるとともに、並行して研究結果として事業展開をまいりました。具体的には、圏域案内サイン部会の設置・研究、それから観光情報キオスク端末3台の設置37万1千7千円でございます。広域観光PRサイト「らぐらぐ倶楽部」のホームページの情報の提供そして更新44万1千円でございます。それから、長野広域連合と共同によりまして「ふるさと探検パスポート」1万冊を作成いたしまして、管内の小中学生全員に配付をいたしました。150万円でございます。この事業の一部は、県の「地域づくり総合支援事業補助金」を活用し実施をし、県から補助金を受けてございます。続きまして、5ページに移らせていただきますが、選挙費、これにつきましては、選挙管理委員会の定例会1回分、それから下段の監査委員費でございますけれども、右側に記載してございまして、例月出納検査12回、定例監査1回、決算審査3日分でございます。続きまして、6ページをお願いいたします。社会福祉費の関係でございます。上段の介護保険事務でありますけれども、これは事務局職員2人分の人件費が主なものでございます。続いて下段の介護認定審査会事務の関係でございますけれども、7市町村、共同処理事務として行っております。本年度は、審査回数は114回、審査件数が4,921件ということで、前年度平成14年度に比べまして、回数で12回、件数で363件の増となりました。これは、増え続けております申請件数に対応するため、平成15年度は審査会の臨時開催をお願いをして、開催をした経過がございます。続きまして7ページに入らせていただきますけれども、入所判定委員会の事務でございます。3回開催をいたしました。それからふるさと市町村圏事業特別会計繰出金、その下の特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計への繰出金、それぞれ繰出してございます。上段のふるさと市町村圏につきましては、望岳荘への、建設の際の償還分でございますし、下段のふるさと苑につきましては、建設の際補正予算債をお借りいたしまして、その際の交付税のバックの分でございます。ふるさと苑の方に繰出してございます。続きまして8ペ

ージをご覧をいただきたいと思います。保健衛生費でございますけれども、これにつきましては先ほど連合長のほうから説明ございましたとおり、北信総合病院それから飯山日赤に対する補助でございます。続きまして、9ページでございます。公債費でございます。それぞれ上段が元金、下段が利子という事で掲げてございます。元金では、9,700万余、利子では5,389万余でございます。一般会計につきましては、以上でございます。

(望岳荘施設長 挙手)

議長(小林洋之君) はい、望岳荘施設長。

望岳荘施設長(湯本和男君) 望岳荘の湯本でございます。引き続き、議案第11号 平成15年度望岳荘事業特別会計を申し上げます。望岳荘といたしましては、確かな介護が受けられる施設を目指し、施設利用者の生活環境に重点を置き、利用者への施設サービスを実施いたしました。それでは11ページをお願いいたします。中段表の入退所の状況ですが、死亡退所の方が11名とここ数年減少をしております。施設が新しくなったこともあり、長生きしていただいていることを嬉しく思っております。次ぎ、12ページをお願いいたします。下段表の入所者の状態ですが、歩行、排泄、入浴など自力不可能の方がほとんどであります。より質の高い介護サービスが求められております。次ぎ、13ページから15ページの各表の注釈をご覧いただきたいと思います。本入所者定員90名の利用率は、98.23%と、昨年度の97.64%と0.59ポイント増えてございます。本入所者の年度末平均介護度につきましては、4.15で、昨年度末の3.98から0.17ポイント上昇しており、より重度化が進んでおります。また、短期利用者定員6名の利用率は、111.84%と、昨年度の92.05%から大幅に伸びてございます。利用率が100%を超えておりますのは、入院等に伴う空きベッドを短期利用するなど、努力の結果であります。本入所と短期利用の総合利用率で見ましても、99.08%と、昨年度の97.29%と、1.79ポイント増えてございます。これによりまして、15年度介護報酬引下げの影響をかなり吸収できた結果となっております。次ぎ、17ページをお願いいたします。中段以降で、施設建設時の起債償還に1,349万余円、駐車場の冬期除雪に対応するための舗装工事に99万円ほど、そのほか施設は新しいものの設備、備品は古い施設のものを使用しているため、若干更新及び修繕をさせていただきました。次ぎ、18ページをお願いいたします。財政調整基金積立は、本年度8,396万6千円を積み立て、5月末現在高は、3億5,980万円となっており、17年度からの起債償還及び将来の大規模修繕等に備えました。今後も引き続き、入所者の介護サービスの質の向上に努めるとともに、健全な経営を図ってまいりたいと思っております。望岳荘特別会計は以上であります。

(高社寮施設長 挙手)

議長(小林洋之君) 高社寮施設長。

高社寮施設長(池田 剛君) 高社寮の施設長の池田でございます。続きまして、議案第12号 平成15年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計を申し上げます。高社寮といたしましては、15年度、特に利用者が快適で気持ちよく住みやすい環境とするため、ボイラーの給湯管の改修、特殊浴槽、電動ベッド等の購入をいたしまして、住環境の整備を実施してまいりました。また、利用者への、処遇の向上を図るため、職員の研修等によりまして資質の向上を図ってまいりました。

それでは、19ページをお願いいたします。中段の入退所の状況であります。入所16名、退所18名、うち死亡退所の方が17名でございます。入退所の2名の差につきましては、16年の3月に退所しました2名分の新たな入所者の都合によるところのものでございまして、3月に入所されなかったことによる差でございます。また退所、死亡退所の1名の差は、自己都合で退所されてございます。なお前年度同期と比較いたしまして、大きな変化はございません。20ページをお願いいたします。下段の入所者の状況でございますけれども、食事では、食堂で40名の方が、59%の方が食事をされてございます。また居室での食事につきましては、28名の方、41%の方が食事をされてございます。なお、食事をされます内容につきましては、記載のとおりでございます。ちなみに鼻腔栄養の方が、11名でございます。とりわけ、できるだけ自分でゆっくり食事をされるよう対応をしております。次に、歩行等でございますけれども、移動不能な方、寝たきりの方あるいはまた車イス等の使用で介助を要する方等でございますけれども、44名の方、65%の方が移動不能という状況でございます。前年度と比較いたしまして、10名の方の増でございます。また、排泄につきましては、常時オムツの使用の方が40名で、59%の方がいらっしゃいます。施設といたしましては、できるだけトイレ、ポータブルトイレ使用等の自力を進めてございます。なお、前年度と比較いたしまして、常時オムツの使用の方は4人減ってございます。ポータブルトイレ使用の方が5人増と、トイレ使用の方が1名の増という状況でございます。次に、入浴でございますけれども、ほとんどの方が特殊浴槽の入浴となっております。59人でございます。全体の87%の方でございます。寝たきりの方、車椅子の方が主でございます。前年度と比較いたしまして特殊浴槽での入浴の方が11名増えてございます。年々重度化してきていることによるものでございます。21ページから23ページをお願いいたします。各表の注釈をご覧いただきたいと思っております。本入所定員につきましては70名でございます。市町村別利用状況の利用率につきましては97.8%でございます。前年は、98.2%で0.4ポイント下まわってございます。これは入所者の入所の際、日数を要したことによるものでございます。ただしこの間、短期入所者で対応をしております。各介護度別利用状況でございますが、平均介護度は3.97でございまして、昨年度末の3.79から0.18ポイント上がってございます。これも重度化が進んでおるところのことによるものでございます。また、短期入所者利用状況がありますが、定員6名の利用率は、97.22%でございます。昨年度の82.1%から大幅に伸びてございます。本入所と短期利用者の総合利用率でございますけれども、97.75%と昨年の96.93%を0.82ポイント増えてございます。円滑な管理運営に努めているところでございます。これによりまして、15年度介護報酬引下げの影響をかなり吸収できた結果となっております。25ページをお願いいたします。中段以降の環境整備、備品購入等でございますけれども、工事、修繕関係につきましては、建物等の小破修繕、水道、エアコン、消防設備等でございますけれども、またボイラーの配管の改修工事を実施いたしまして、環境の整備を行ってまいりました。また備品購入でございますけれども、特殊浴槽の1基、電動ベッドの5台、ストレッチャー3台、車イス5台等を購入いたしまして、快適な居住環境の整備を行いました。なお、健康の保持増進を図るため、医薬材料等の購入をさせていただきました。26ページをお願いいたします。財政調整基金の積立でございますけれども、今年度は、5,979万1千円の積み立てをいたしました。総額で、5月末現在におきましては、3億1,630万円でございます。今後、一層

利用者が快適に楽しく住みやすい環境に配慮しつつ、円滑な管理運営に努めて参りたいと思っております。特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計は、以上でございます。

続きまして、議案第13号 平成15年度の養護老人ホーム高社寮事業特別会計を申し上げます。養護老人ホーム特別会計につきましても、特別養護老人ホーム特別会計と同様に、15年度はとりわけ利用者が快適で気持ち良く住みやすい環境とするため、9部屋の居室の畳替え、按分によるところのボイラー室の給湯管の修理、それからパソコン等の購入をいたしまして、住環境の整備を実施いたしました。また、利用者への処遇向上を図るため、職員の研修等によるところの技術の向上も図ってまいりました。それでは、27ページをお願いいたします。下段の表の入所者の状況であります、入所1名、退所2名でございます。1名の差につきましては、16年の4月に入所されたことによるものでございます。28ページをお願いいたします。下の表の入所者の状況でありますけれども、食事では、定員50名のうち48名、96%の方が食堂で食事をされ、また自力で食事をされております。昨年と大きな変化はございません。歩行につきましても、全員が自力で行動されておまして、前年度同様に、移動不能な方はおりません。次、排泄の関係でございますけれども、前年と比較しまして、常時オムツ、カテーテルの方、合わせて3名の方がおられました。他の方は、常設によるところの排泄でございます。入浴につきましても、車イス使用の方8名、補助器使用の一部の方4名をあわせまして、12名の方が特殊浴槽によるところの入浴をされてございます。前年より3名増えてございます。他の方は、一般浴槽での入浴でございます。前年より4名減っております。なお、清拭の方1名増えてございます。重度化の進行によるものと思われま。29ページをお願いいたします。注釈をご覧くださいと思います。本入所定員が50名の利用率につきましても、99.9%でございます。前年と比較いたしまして大きな変化はございません。30ページをお願いいたします。環境整備、備品購入等でございますけれども、工事、改修関係では、9部屋の畳の表替えと、建物等の小破修繕と、特養と按分によるところのボイラー室の配管、改修工事の環境整備を行ってまいりました。また、備品購入につきましても、パソコン、フードプロセッサ等の購入をいたしまして、快適な居住環境の整備を行いました。なお、健康の保持増進を図るため、医薬材料の購入を行ってまいりました。31ページをお願いいたします。財政調整基金の積立でございますけれども、本年度は95万2千円の積み立てをいたしました。総額で、5月末現在高におきましては、6,320万円でございます。今後一層、利用者が快適に楽しく住みやすい環境に配慮しつつ、円滑な管理運営に努めて参りたいと思っております。養護老人ホーム高社寮事業特別会計は、以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(小林洋之君) はい、千曲荘施設長。

千曲荘施設長(金井 晃君) 千曲荘の金井でございます。引き続き議案第14号 平成15年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計を申し上げます。私ども千曲荘といたしましては、利用者の皆さんに人間性豊かな快適で楽しい生活を送っていただくために、利用者やご家族の皆さんのニーズに応えられる施設整備、運営体制を目標にして、平成15年度におきましては、一つとしまして、生活環境改善対策としてエアコンの設備更新、二つ目として、施設等の老朽化対策としてベッドの更新、特殊浴槽の更新など、そして三つ目としましては、施設建設の際の起債償還金を負担するため、1,600万円を超す一般会計へ

の繰出しなどを重点にしまして、入所者への施設サービスを実施してまいりました。それでは33ページをお願いいたしますが、中段表の入退所の状況でございますが、年間におきましては入所者9名、退所者10人の状況でございます。次に34ページをお願いいたします。下段表の入所者の状況でございますが、食事は食堂で30人、居室で27人、歩行が移動不能が37人、排泄も常時オムツ者が37人、入浴は特殊浴槽が46人の状況でございます。次に35ページから37ページの各表の注釈をご覧いただきたいと思っております。本入所者定員60名の利用率につきましては、97.76%と昨年度の96.99%と、0.77ポイント増えてございます。本入所者の年度末の平均介護度につきましては、3.66でございます、これも他の施設同様それぞれ上昇しております。また短期利用者定員6名の利用率につきましては、106.92%と昨年度の100.37%から6.55ポイント伸びてございます。本入所と短期利用の総合利用率を見ましても、98.59%と昨年度97.30%と、1.29ポイント増えてございます。次に39ページをお願いいたします。2段目に掲載されております、飯山市デイサービスセンターには入浴施設がございませんので、私ども当施設の、施設を利用いただいている関係の一般浴室の使用日数を掲載してございます。中段には、施設建設時の起債償還金1,619万余円がございました。またそのほか、小破修繕及び工事そして備品の購入の関係につきましては、そこに記載のとおりであります、建物等小破修繕料が113万9千円余、エアコンの設置工事173万5千円余、それから備品の購入費につきましては、特殊浴槽が1基367万5千円と、以下次の40ページにおきましては載っておりますが記載のとおりでございます。次に41ページをお願いいたします。財政調整基金の積立は、今年度2,549万円余の積立がございましたが、400万円を取り崩しまして2,149万円を、差額を積み立てたものでございます。5月末現在は、1億370万円となっております。特別養護老人ホーム関係につきましては以上でございますが、引き続き議案第15号 平成15年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計を申しあげたいと思っております。施設の方針は、特養の先ほどと同様でございますが、平成15年度につきましては、養護の方は、一つとしましては、生活環境改善対策としまして、夫婦居室の修繕、エアコン設備の更新、二つ目としまして事故防止対策としまして、トイレ修繕などを重点に、そして三つ目としまして施設等の老朽化対策としまして、大規模修繕工事等を実施し施設サービスに努めて参りました。それでは、43ページをお願いいたしますが、下段の入退所の状況でございますが、年間におきまして入所4、退所4の状況でございます。次に44ページをお願いいたします。食事につきましては、食堂で47人、歩行は自立が26人、排泄はトイレ38人、入浴は一般浴槽31人の状況でございます。次に45ページの市町村別の利用状況をご覧いただきたいと思っておりますが、トータルで延べ利用者数18,225人、利用率99.59%、昨年度の98.71%より0.88ポイント増えております。次に46ページでございますが、その記載のとおりではございますが、大きなものとしては大規模改修、2件ほどございました。防露屋根の葺き替え工事682万5千円、ボイラーの更新工事645万7千円、以下それぞれご覧いただけますが記載のとおりでございます。次に47ページをお願いいたします。財政調整基金の積立は、481万円余を積み立てました。5月末の現在高は、3,920万円となっております。最後に、入所者そして地域に信頼されるより良い施設運営を目指して職員一丸となって引き続き努力をして参りたいと考えております。以上であります。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長(小林洋之君) いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(大井良元君) いで湯の里の大井でございます。引き続き議案第16号 平成15年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計を申し上げます。いで湯の里では、施設の運営方針として、入所者の尊厳を尊重してひとり一人に行き届いた処遇を目指し、職員全員が一丸となって取り組んでまいりました。それでは49ページをお願いします。中段の入退所の状況ですが、年間21名が入退所しております。次に50ページをお願いいたします。入所者の内訳でございますが、入所者70名の平均年齢は85.1歳であり、市町村別入所者では、中野市が25名で約35%、次いで山ノ内町が18名で26%となっております。下段の入所者の状況でございますが、食事については70名のうち50名が食堂で食事をとり、32名が自力で食事をしております。また歩行では、車イスの使用が39名となっております。次いで、排泄につきましては、70人中48人が常時紙オムツの状態であり、入浴につきましては58人、率で82.8%が特殊浴槽の利用となっております。次に51ページから54ページの各表注釈をご覧くださいと思います。本入所定員70名の利用率は97.03%と昨年度の96.74%より0.29ポイント増えてございます。52ページの本入所者の年度末平均介護度につきましては4.27であり、昨年度末の4.20から0.07ポイント上昇しており、更に重度化しております。次に53ページの短期利用者定員10名の利用率は、94.23%と昨年度の93.78%から0.45ポイント伸びております。これら本入所と短期の利用、総合利用率を見ましても96.68%と昨年度の96.37%より0.31ポイント増えてございます。これらによりまして、平成15年度介護報酬の引下げの影響を圧縮できた結果となっております。次に55ページをお願いします。中段以降ですが、施設建設の際の起債償還金に2,994万余円を一般会計に繰出してしております。また施設の維持等のため、小破修繕料として175万余円を支出し、利用者の生活関連備品の整備として電動ベッド5台を112万余円及び食器洗浄機1台を325万余円でそれぞれ更新しております。次に56ページをお願いいたします。財政調整基金は、本年度2,985万円を積み立て、5月末現在高は1億6,630万円となっております。これら限られた財源の中で、効果的な施設運営を図り、サービスの質の維持向上に努めて参りました。以上であります。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(小林洋之君) 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長(丸山 善雄君) 菜の花苑の丸山でございます。引き続き議案第17号 平成15年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計を申し上げます。菜の花苑としましては、利用者ひとり一人の個性と尊厳が守られ、楽しく快適に過ごしていただけるような施設運営に努めることを運営方針とし進めてきたところであります。平成15年度は地域住民との連携でボランティアを積極的に受け入れ、嘱託介護員の増員等によりまして、処遇の充実を図り入所者への施設サービスを実施しました。それでは57ページをお願いいたします。中段表の入退所の状況ですが、入所が11人、退所が12人で、うち死亡退所が10人で、このうち施設内で死亡が7人です。前年度退所者は15人で、3人の減となっております。次、58ページをお願いいたします。下段表の入所者の状況ですが、食事はできるだけ食堂でとっていただく方針でございますが、食堂で食べられる方が45人で76%を占め、このうち自力で食べられる方

が25人であり、歩行では、移動不能者が29人で49%を占めています。排泄では、常時オムツが32人で54%を占めています。入浴では、特殊浴槽使用が45人で75%を占めています。次に59ページから61ページ各表の注釈をご覧くださいと思います。59ページですが、本入所定員60名の利用率は97.77%と昨年度の95.06%と2.71ポイント増えてございます。次に60ページですが、本入所の年度末平均介護度につきましては、4.02で昨年度末の3.93から0.09ポイント上昇しており、わずかですが重度化が進んでおります。次に61ページ短期利用者定員10名の利用率は、108.85%と昨年度の114.14%より減となりましたが、これは本入所利用率の上昇によりまして空きベッド利用が減ったためであります。本入所と短期利用の総合利用率で見ましても、99.35%と昨年度の97.79%を1.56ポイント増えてございます。利用率の向上は、空きベッドの活用に努めたものでありまして、これによりまして15年度介護保険料の引下げの影響をかなり圧縮できた結果となっております。次に、64ページをお願いいたします。修繕料につきましては機械設備や生活関連備品等の小破修繕が主なものでございました。備品購入費では、事務用パソコン2台、介護用車イス2台、調理用フードプロセッサ1台、入所者用呼吸治療機器1台の購入などあります。次に65ページをお願いいたします。財政調整基金積み立ては、今年度3,740万1千円を積み立て、5月末現在高は1億750万円となっております。私ども施設としましては、これからも職員一丸となって、地域の皆さんに信頼されるより良い施設になるよう努めてまいりたいと思います。以上であります。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(小林洋之君) ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長(青木隆雄君) ふるさと苑の青木です。引き続き議案第18号 平成15年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算について補足説明を申しあげます。ふるさと苑といたしましては、基本的人権の尊重を施設理念といたしまして、利用者の残存機能の活用や自立支援を目指して、地域の皆様方に支えられながら快適にお過ごしいただけますように、施設サービスを実施してまいりました。それでは67ページをお願いします。中段の入退所の状況でございますが、入所者が9名、退所者が10名でありまして、昨年度対比で62%と少なく経過したことが特徴的でございます。続きまして68ページをお願いいたします。下段表の入所者の状況でございますが、食事につきましては、57名82%の方が食堂をご利用いただき、41名59%の方が自力で食事をなされております。歩行では、介護員の手を借りて移動される方が36名52%と半数以上おられます。排泄につきましては、常時オムツの方が36名で52%と半数以上の方でございます。特にポータブルトイレ等におきましては20名で30%でございます。入浴は、一部介助を受けながら一般浴を楽しまれる方が23名、3分の1でございます。特殊浴槽を利用される方が44名、3分の2の方がございます。次に、69ページから71ページ各表の注釈をご覧くださいと思います。69ページの市町村別利用状況の注釈欄でございますが、本入所者定員70名の利用率は98.37%と昨年度の95.96%よりと2.41ポイント増えてございます。続きまして70ページの介護度別利用状況の注釈欄についてご覧いただきたいと思います。本入所者の平均介護度につきましては、3.83と前年度末の3.37から0.46ポイント上昇しておりまして、より利用者の重度化が進んでおる、このように解釈されます。71ページの短期入所利用状況の注釈欄で

すが、短期利用者定員5名の利用率は、107.54%と昨年度とほとんど変わりありませんでした。本入所と短期利用の総合利用率で見ましても、98.98%で昨年度の96.73%より2.25ポイントと大きく伸びてございます。これにつきましては、本入所の方の入退所の移動が少なく、効率的な運営ができたものと推察しております。この結果15年度介護報酬の4.3%の引下げの影響をかなり圧縮することができたと思っております。次に、73ページをお願いします。中段以降を見ていただき、起債償還金につきましては、施設建設時の起債償還に1,162万円余を一般会計に繰出しをいたしました。また建物等小破修繕料に41万円余、備品購入では、ノート型パソコン2台、介助式滑り防止車イス3台を、購入をいたしまして整備を図りました。次に74ページをお願いします。財政調整基金の積み立ては、今年度5,004万円余を積み立てをいたしました。5月末現在高は1億1,090万円となっております。ふるさと苑事業特別会計は、以上であります。

(事務局次長 挙手)

議長(小林洋之君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 続きまして議案第19号 ふるさと市町村圏基金事業特別会計について補足説明をいたします。75ページをご覧くださいと思います。上段の広域圏振興整備事業でございますけれども、観光の里づくり事業として42万円、スポーツの里づくり事業として200万円、それから文化の里づくり事業として200万円、さらに広報紙の1回の発行という事でございます。下段の財産管理事業でございますけれども、これにつきましては望岳荘の建設の際起債をおこしまして、元金償還分として積み立てたものでございます。

続きまして議案第20号 公平委員会特別会計の補足説明をいたします。77ページをご覧くださいと思いますが、右側に掲げてございます定例会4回、臨時会1回分でございます。以上で、議案第20号の補足説明を終わらせていただきます。

議長(小林洋之君) 以上で事務局次長、施設長の補足説明を終わります。

議長(小林洋之君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会としたいと思います。ご苦労様ございました。

(散会)

(午前11時33分)

平成16年10月25日(月) 午前10時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 議 第1号 長野県高齢者プランに基づく特別養護老人ホーム新設の事業採択を求める意見書について
- 5 議案質疑
- 6 討論、採決
- 7 閉 会

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(21名)

1番 勝山泰明 議員	14番 大塚一夫 議員
2番 荻原勉 議員	15番 小林克彦 議員
3番 高相美智子 議員	16番 大塚武志 議員
5番 田中昭男 議員	17番 青木豊一 議員
7番 小島友一 議員	18番 吉岡勝 議員
8番 赤津安正 議員	19番 桜沢恒友 議員
9番 望月弘幸 議員	20番 上野博文 議員
10番 中嶋元三 議員	21番 浦野良平 議員
11番 高木尚史 議員	22番 山崎治茂 議員
12番 山崎一郎 議員	23番 湯本一 議員
13番 宮崎早人 議員	

欠席議員 次のとおり(2名)

4番 丸山惣平 議員	6番 小林洋之 議員
------------	------------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 栗原 満	主 査 小野 幸 司
事務局次長補佐 海野 昇 正	主 査 西 田 幸 一
保険福祉係長 宮崎 均	

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青 木 一	幹 事	岩 本 敏 男
副広域連合長	木 内 正 勝	幹 事	土 屋 喜 久 夫
副広域連合長	中 山 茂 樹	幹 事	大 口 昭 男
副広域連合長	(代)湯本秀司	幹 事	藤 田 忠 良
副広域連合長	高 橋 善 造	幹 事	桑 原 富 平
副広域連合長	清 野 眞 木 生	事務局次長	松 木 隆 一
副広域連合長	高 橋 彦 芳	望岳荘施設長	湯 本 和 男
助 役	小 林 貫 男	高社寮施設長	池 田 剛
収 入 役	西 川 詔 男	千曲荘施設長	金 井 晃
監 査 委 員	金 井 義 信	いで湯の里施設長	大 井 良 元
幹 事	西 沢 弘 行	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄
幹 事	清 水 侃	ふるさと苑施設長	青 木 隆 雄

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、事務局長栗原満君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

副議長(中嶋元三君) 本日議長が欠席しておりますので、議長に代わって副議長が議長の職務を行います。ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

副議長(中嶋元三君) 日程1、議案質疑を行います。なお、発言に際しては、議案に係る質疑についてのみ、願います。

議案第1号 平成16年度一般会計補正予算(第1号)から、議案第9号 平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)までの、以上9議案について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

副議長(中嶋元三君) 14番、大塚一夫議員。

14番(大塚一夫君) 14番、大塚一夫でございます。今議長のほうから質疑の内容についてありましたが、若干はずれるかも知れませんがよろしくお願ひしたいと思います。一つは、4月就任したばかりの望岳荘、それからいで湯の里寮長お二人、女性の寮長がお辞めになったようであります。その退職の理由のことにつきましてお願ひしたいと思います。それから、

副議長(中嶋元三君) 大塚議員に申し上げます。先ほど申しあげましたように、議案質疑についてのみお願いいたします。

14番(大塚一夫君) はい、わかりました。それでは、次に高社寮の特養の方の関係の、補正予算の関係、それから千曲荘の関係で、民生費の関係で、大変タイムリーな施策がのっているわけで、大変賛成するわけですが、この除細動器の関係でございます。特養と養護とそれぞれ負担をされておりますが、その割合を、そして他の4施設には既に設置されているのかどうかをお伺いをいたします。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) ただ今の除細動器の関係について質疑がございました。お答え申し上げます。今回、補正でお願いしてございます除細動器の購入につきましては、高社寮、それから千曲荘の2施設だけでございます。実は、今回の除細動器の購入につきましては、それぞれ施設に嘱託医の先生がいいらっしゃるわけですが、お願いをしてあるわけですが、その先生と相談をさせていただいて今回は2施設だけということになりました。それから養護と特養の按分の具合はどうかということですが、実は購入費を養護のほうの定員と特養のほうの定員で割りまして、それぞれ養護の按分、特養の按分という事を出させていただいております。ちなみに高社寮につきましては、特養70プラスショートが6、養護50という事で、126分のそれぞれの特養、養護の比率、それから千曲荘におきましては、特養が60プラスショートが6、養護50という事で116分のそれぞれの特養、養護の比率ということで予算計上をさせていただいております。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 他に。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

副議長(中嶋元三君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 最初に一般会計の中で、8ページの企画費ですが、圏域の案内サイン事業についてでありますけれども、この事業が当初予算では115万5千円ほどで工事費として計上されていたわけですが、本予算ではほぼ同額の105万円が整備設計デザイン作成委託料という形で、かなり多額な設計委託料に変更されているわけがあります。どのような内容変更と、どのようなものになるのかどうか詳細にお伺いしたいというふうに思います。それから議案第2号の望岳荘についてでありますけれども、歳出の中で一般職員が異動されたという報告だったと思うんですが、それに伴って嘱託職員報酬も新たに計上されているわけですが、この内容についてお伺いしたいというふうに思います。それから7号についても、金額は若干違いますが同様な内容がありますので、その2点についてお答えいただきたいというふうに思います。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 議案第1号の一般会計の補正予算の質疑でございますけれども、ただ今案内サインの補正内容の質疑がございました。実は案内サインにつきましては、当初工事請負費で630万円を計上しておったわけですが、県のほうの新しい事業に、実はあの18日の提案理由の説明の中でも申しあげましたが、他の県の事業に乗りかえて実は今回補正を組ませていただきました。内容でございますけれども、報酬として10万5千円、これは野沢の久保田さんにアドバイザーという事でお願い

をしたわけですが、そちらへ10万5千円その報酬という事でございます。それから委託料として105万円の計上でございますけれども、これにつきましては、木曽広域のほうへ視察に行きまして、統一案内サインを、もう事業実施をやったわけですが、一応ああいうものをイメージして、この北信地域ではどういうデザインがいいのか、またどういうマニュアルを持って今後取り組んでいけばいいかというようなことでデザイン、それからマニュアルの一応基本的な部分の作成という事で105万円の計上をさせていただきました。ですから今度は工事請負費の方になりますけれども、ここにありまして115万5千円の減額でございます。そちらに振り向けた分の減額で、一応3基工事請負費として補正を組ませていただきました。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 望岳荘施設長。

望岳荘施設長(湯本和男君) お尋ねの一般職と嘱託職員の補正の具合であります。一般職の減額予算につきましては通常の職員の人事異動によるものでございます。それから嘱託等増えてございますのは、産休代替の嘱託職員、育児休業代替職員、療養休暇代替職員の分が、3名分が増になっております。それから今年度新たにユニットケア、後で出てくると思いますが、グループケアの実施に伴う対応として、給食調理員から1名介護職員へ増員をかけてございます。この分給食の方は臨時職員で代替を手当してございます。それからその他に1名、都合介護員につきましては2名の実質増員をかせかせていただいたその結果でございます。

副議長(中嶋元三君) いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(大井良元君) いで湯の里の関係でございますけれども、給料、職員手当、共済費等につきましては、職員の人事異動に伴うものでございます。嘱託職員の報酬の増額につきましては、産休代替職員3名分の増が主でございます。以上です。

副議長(中嶋元三君) 他に。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

副議長(中嶋元三君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 継続でお願いしたいのですが、企画費ですが、そういったしますとこの範囲の中で工事を含めて完成できると、なおかつ県の補助も入るとこのことで理解してよろしいかどうかということをお伺いいたします。それから議案第7号の件についてですが、単なる通常の異動ということと判断できる訳ですか。他に理由がないか確認だけしておきたいと思っております。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 当初予算の中で、予算を組み替えさせていただきました。報酬、それから委託料のほうへ組み替えさせていただきましたので、ただ今議員さんがお聞きになりましたように理解していただいで結構でございます。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(大井良元君) 嘱託職員につきましては、先ほども申しましたとおり、産休職員が3名生じたことによりまして、嘱託職員を採用することに伴う増額3名分でございます。

副議長(中嶋元三君) 他に。ありませんければ。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

副議長(中嶋元三君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 議長、人事異動のことについてお伺いしたいので、そのことをお答えいただきたい。報酬の問題ではなくて。

副議長(中嶋元三君) いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(大井良元君) すみません。職員につきましては、人事異動に伴うものでございまして、通常の異動の内容でございます。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 次に、議案第10号 平成15年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第20号 平成15年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上11議案について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

副議長(中嶋元三君) 21番、浦野良平議員。

21番(浦野良平君) 21番、浦野良平です。新潟地震で災害を受けられた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。それでは、議案第10号 平成15年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてですが、主要施策概要説明書で4ページ、それから決算では17ページに記載されております広域的幹線道路網の整備でございますが、国道で3路線、県道主要地方道で5路線、一般道路で9路線、その他6路線を主として調査研究をされてきておりまして、平成15年度では11回の調査をされておりますが、その経緯の具体的な取り組みと事業費、見通し、そして今後の具体的な取り組み、国・県へはどのように特に要望されていくのか、そういった具体的な点がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) ただ今の質疑にお答え申し上げます。一応報告書の中で、ただ今お話のありましたとおり、それぞれ路線を整備計画路線として予定を上げていただけたわけですが、実際連合では予算等をもっておりません。それぞれの関係市町村、あるいは関係団体等をお願いをして、それぞれ対応をしていただくという内容でございます。大変恐縮でございますけれども、連合では直接事業費を持ち合わせてございませんので、そんなことでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 21番、浦野良平議員。

21番(浦野良平君) 継続でお願いします。今の、事業費をお持ちにならないという事でございますけれども、広域的幹線道路網の整備調査研究書が平成15年3月報告されております。その時には、それぞれの路線名において、全部が出ておりませんが、ある路線においては、拡幅は4メートルにするとか、5メートルにする等、というようなことが出されておりました。事業費を持っていないということではなくして、総体的にどの程度の事業費がかかるのか、各路線名とは言いませんけれども、総体的にどうなんだとか、そしてこの路線についてはどのような取り組みをしていくのか、また広域的にどのような取り組みをしていくのかということをお聞きしておるんですから、そのような点についてご説明をしていただきたいというふうに思います。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 総体的な事業費がどのくらいかかるのか、それからその辺の数字をというご質疑でございますけれども、一応報告書の中では、事業費等の計数的な部分は、実はございません。それぞれお話がありましたとおり、路線を決めて、この路線を優先的に改修していこうじゃないかという部分だけの報告書でございます。なお、志賀中野有料道路の無料化につきましては、今年度に入りまして、県の土木部長のほうへ提言活動を実施してございましたので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 21番、浦野良平議員。

21番(浦野良平君) 非常によくわからない答弁だというふうに思います。というのは、やっぱり広域的にやっておるんですから、広域的に、総体的にどうなんだと、そして路線によっては各市町村で協力しなくてはならない部分もあるんですから、11回も開催してそのうえに、今日まで、14年度で十何回、そして15年度で11回からの会議が開催されておりますんですから、そこら辺はきちっと把握をしていただいて、県、国等の例えば概況がどうなるんかというようなことまで報告していただけるような会議にしていきたいということを要望申しあげて終わりにいたします。

副議長(中嶋元三君) 他に。

(「挙手」する者あり。)

副議長(中嶋元三君) 3番、高相美智子議員。

3番(高相美智子君) 3番、高相美智子です。監査委員の審査結果の方にも書かれていることなんですけれども、介護報酬の単価が引き下げられたという形の中で、おおよそで結構なんですが、各施設ごとにだいたいどの位の、引き下げられる前と引き下げられた後の金額がわかりましたら、教えていただければと思います。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 誠に申し訳ございません。具体的な数字を持ち合わせていないんですけれども、実は平成15年度の4月から介護報酬が4%強引下げになったわけですけれども、私の記憶ですと、1施設あたり1,200万円から1,500万円位の、報酬改定に伴う減収になっていたと記憶してございます。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 他に。

(「挙手」する者あり。)

副議長(中嶋元三君) 14番、大塚一夫議員。

14番(大塚一夫君) 14番、大塚一夫でございます。ただ今お話にありましたように、介護報酬引き下げの中、各施設でそれぞれご努力をされまして、財調基金の積み増し、そしてまた繰越金の増額、そういうような内容となったことについて敬意を表する次第でございますが、議案第16号のいで湯の里の関係につきまして、需用費の不用額が842万円というような多額な不用額が出ているわけですが、この内容についてお願いをしたいと思っております。

副議長(中嶋元三君) いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(大井良元君) はい。失礼をしました。今ほども答えたんですけれども、需用費の中な

んですけれども、主には食材費等、あと一般の消耗品等ですね、そちらの中で節減を図った結果として不用額が多くなってしまったということであります。以上です。

副議長(中嶋元三君) 他に。

(「挙手」する者あり。)

副議長(中嶋元三君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 2点ほどお伺いしたいと思うんですけれども、1点はですね、まあ人権のことも含めて掲載をはずされたかと思うんですけれども、議案の11号から18号までのその中で、養護を外していただいて結構ですけれども、特養に関係することで、痴呆性の障害をお持ちの方の入居者がかなりの比率になっているかと思うわけですけれども、施設ごとに実態をお伺いしたいというふうに思います。それから、もう1点は、ショートステイの利用状況ですけれども、いわゆる15年度の、14年度につきましては一般質問等で出されているわけですが、15年度の利用状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) ただ今の痴呆性老人の入所の実情はどうかということと、ショートの利用状況ということで、2点質疑がございましたので、私のほうからお答えを申し上げます。まず、一点目の痴呆性老人の入所状況、8月31日現在でございますけれども、望岳荘につきましては、90名のところ77名でございます。高社寮につきましては、70名の定員のところ16名でございます。それから千曲荘につきましては、定員60名のところ18名、いで湯の里につきましては、定員70名のところ60名、それから菜の花苑につきましては、定員60名のところ44名、ふるさと苑につきましては、定員70名のところ53名、以上痴呆性老人の入所状況でございます。それからショートの利用状況ということでございますが、15年度1年間の実績でございますが、望岳荘につきましては111.84%、高社寮につきましては97.22%、千曲荘につきましては106.92%、いで湯の里につきましては94.23%、菜の花苑につきましては108.85%、ふるさと苑につきましては107.54%という実績でございます。6施設トータルしますと103.83%、6施設全体でのショートの利用率が103.83%という実績でございます。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 質問がちょっと簡潔すぎて申し訳ありません。お伺いしたいのは、ショートステイをご利用になられまして、入退院をされるわけでありまして、入退院の実件数と、従来から問題になってますし、また私も後ほどお伺いするわけですけれども、送迎あるいは社協の貸し出し、社協事業としてやっているもの、あるいはタクシー、自家用車等々の利用実態について各施設ごとにお伺いをしたいというふうに思います。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 私のほうから一括お答え申し上げます。一点目のそれぞれ施設の入退院の実件数はというご質疑でございますけれども、大変すみませんがこれにつきましては、数字持ち合わせてございませんので、また後ほど調べてご報告をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

それからもう一点は、ショートの送迎の実態はどうかという事でございますが、私のほうで一括申しあげます。まず望岳荘の関係でございますが、社協の車の貸し出しが26件、社協の事業としての送迎で44件、自家用車での送迎が352件、合わせて422件でございます。続きまして高社寮でございますが、社協の事業として2件、一般タクシーの利用者件数が10件、自家用車での送迎が188件で、合わせて合計200件でございます。続きまして千曲荘の関係でございます。社協の事業として22件、自家用車での送迎が376件、合計398件でございます。それからい湯の里でございます。社協の事業としての送迎が13件、福祉タクシー利用が1件、自家用車が447件、それから施設での送迎が155件、合わせて合計616件でございます。続いて菜の花苑でございます。社協の事業としての送迎が8件、自家用車が304件、それから施設での送迎が420件、合計732件でございます。ふるさと苑でございます。社協の車の貸し出しが3件、それから自家用車での送迎が273件、合わせて276件という、15年度の実績でございます。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 他に。

(「挙手」する者あり。)

副議長(中嶋元三君) 20番、上野博文議員。

20番(上野博文君) 20番、上野でございます。1点だけお願いします。決算の監査報告書の最後にもございますが、今後人件費の抑制策を引き続き実施されたいということで書かれております。このことに関しまして、現在の施設長、派遣されている職員については、それぞれ承知しておりますが、今後プロパー職員について、現在施設長以外等ではありますが、中野市に準じてということできております。しかしながら既にこういうそれぞれ厳しい財政状況の中で、実際に較差が出てきております。まあ、現時点ではわずかな部分ではありますが、しかしながらですね、既に7つの市町村の中で自立を決められたところもあった中で、将来の予想の中に数字的にも職員の給料も15%カットというかたちの中で出てきたり、具体的にできております。しかしまあ、ここは専門のプロパーの職員ではありますが、そういう点についてですね大きな較差、それぞれ自治体とも大きな較差が出てきているわけで、この点について現在中野市に準じている形の中で、この辺のことについて正副連合長会で話題になったことがあるのかどうか。もしなければですね、連合長、このことについて所見だけ伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) それでは私のほうから、若干お答えを申しあげたいと思いますけれども、たとえば今、上野議員さんからお話がありましたとおり、非常に人件費の抑制というのが課題にはなってきております。4月1日現在の派遣職員を含めて全体で217名の職員、プロパー職員が201名でございますけれども、そんな実態でやはり人件費が大きな比率になっております。私のほうで試算をさせていただいたんですけど、75%から85%というのが人件費の中身でございます。施設によって若干違いますが、そんな状況でございます。それで今正副連合長会議の中で、将来を見通したその辺の抑制策の話をした経過があるのかということでございますけれども、一応若干触れさせていただいて、それぞれやはり人件費の抑制という部分もどういうふうにしていったら良いかというような事で一応、共通の認識としてお持ちいただいております。そんなことで一応お答えを申しあげたわけですが、ご理解をいただき

たいと思います。以上です。

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木 一君) 上野議員に対して、連合長としてお答えを申し上げます。こんな状況下でありますから、経費の削減ということを考えますと、やむを得ずそのような状況になっていくことも事実であります。中野市に準じてということではありますが、実際は、昇給昇格等につきましても中野市より現実には下回っているという事実もございます。そんな事を考えますと大きな課題としては十分認識をしているつもりでございます。今後とも、正副連合長会で十二分に検討してまいりたいと、そのように思っております。

副議長(中嶋元三君) 他に。

(間)

副議長(中嶋元三君) ありませんければ、先ほどの青木議員の答弁の保留の件について、願います。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 答弁漏れがございまして、大変失礼いたしました。それぞれ施設でのショートの実人数はどうかというお答えでございますが、私のほうから6施設の実人数を申し上げます。まず、望岳荘でございますけれども、望岳荘につきましては230人でございます。それから、高社寮につきましては166人、千曲荘につきましては182人、いで湯の里につきましては338人、菜の花苑につきましては335人、ふるさと苑につきましては140人でございます。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 他に。

(発言する者なし)

副議長(中嶋元三君) ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

平成16年第3回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	特別養護老人ホームについて	8	赤津安正議員	広域連合長
2	特別養護老人ホームについて	14	大塚一夫議員	広域連合長

3	特別養護老人ホームについて	17	青木豊一議員	広域連合長
	特別養護老人ホーム(栄村)新設経過と今後の対応について			
	ショートステイ入居者の送迎について			
4	特別養護老人ホーム、養護老人ホームの運営について	11	高木尚史議員	広域連合長
	環境衛生の対応について			
	広域連合の担う役割について			

副議長(中嶋元三君) 日程2、これより一般質問を行います。本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配布いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

はじめに、順位1番、特別養護老人ホームについて、8番赤津安正議員。

8番(赤津安正君) 発言が許されましたので、通告書に基づいて質問をお願いします。その前に、先ほど21番浦野議員から被災地の皆さんにということでお見舞いの言葉を頂戴したわけですが、今回の新潟中越地震におきまして、栄村は新潟県に近いということで大変な被害があったわけですが、各方面からそれぞれお見舞いの品等を頂戴いたしましたことに対して厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。それでは質問に入ります。特別養護老人ホーム建設についてということですが、特別養護老人ホーム建設については、皆さん方ご承知のように定例会のたびに一般質問あるいは議案として提出されておりますことは、この施設に対しての圏域の住民がどれほど望んでいるかという表れでもあり、それぞれ各議員の皆様方の関心も高いところだと私はそんなふうに思っております。発言要旨では、現状と見通しそしてこれからどのような運動を展開していくのかということで質問を、要旨を申しあげておりますけれども、そもそも栄村に特養施設の建設についてという事で、平成13年の第15回北信町村議会議員大会の決議を持って広域連合長に要望書の提出からはじまり、同時に北信町村議会議長会名で県議会へも陳情書を提出いたしました。結果、2月県議会定例会で陳情第493号として採択されております。その採択された内容の要望書で、平成14年11月に町村議会議長名で広域連合長にも提出をしておるところでございます。また平成15年、昨年1月にも同様な内容が連合長に提出されておりますが、平成15年の4月に県の第2期介護保険支援計画、これは平成15年から19年の5年間ですが、北信広域連合管内における特別養護老人ホーム施設整備水準が490床と設定され、新たに70床の整備が必要とされております。これを受けて、平成15年5月の正副連合長会議において、建設位置は栄村、そして設置運営については社会福祉法

人がやるんだと、事業主体の選定にいたっては公募し、プロポーザル方式によるということで、正副連合長会で決定しております。この結果、栄村では早速用地の確保に取り組み、ご承知のように平滝地籍に用地の確保をいたし、その用地整備及び取り付け道路も事業実施しております。ちなみにこの事業に関しては、約5,500万円程を費やしておりますけれども、この財政事情の厳しい中、栄村ではなんとしても誘致をしたいという事で万全を期しておりますことを、連合長特にご承知願いたいところであります。広域連合として各市町村に特養施設の設置の目的の中に、地域の活性化あるいは人口の増これらの促進等があったことを改めて再認識していただきたいと望んでおります。本年10月1日現在の入所希望者は、管内で295名おり、うち栄村でも20名の方々が希望しておる状況と聞いております。70床の確保ができたとしても栄村の全ての希望者が入所できるとは思っておりませんが、現在栄村の方々と、広域での空きを待たずに圏外の施設等へ約10名の方々が入所している状況でございます。管内の待機者数は、県下の待機者数から見ると数字的には低いほうかもしれませんが、ご承知のように特別豪雪地帯であり健康な方でも冬期間約4ヶ月間は、車の自由も奪われるというような特殊事情の地域であることをアピールしながら70床の施設の確保に取り組んで欲しいと思っております。特に連合長は、歯科医と聞いております。医師は、患者の病を治療し精神的な悩みを癒し、安心した生活が営まれるようにしてやることだと私は思っております。特養施設へ入所を希望をしておられる方々は、日常生活において何らかの不安を感じ、精神的な悩みをお持ちではないかと思えます。おとといの地震の際に栄村ではいたるところで公民館、あるいは小学校の体育館等を一時避難として利用しておりますけれども、特に独り暮らしのご老人の方々は、不安で不安で家には帰れないと、夜中に一応解散しようということになったわけですが、不安で家に帰って一人では居れないというのが現状でございます。まあ医師という肩書きを持つ連合長は、この特養施設に対しての最適任者であり、最も力が入るところだと私は思っておりますし、またそのようにご期待申しあげており、そこで今後の連合としての活動、これからの方針に向けての、建設に向けての運動をどのようにするのが伺います。

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木 一君) 先ずもって、赤津議員さんのご質問にお答えする前に、私の立場からもこのたびの新潟県中越地震にかかわる広域管内のそれぞれの市町村の被災された方々に対し、心よりお見舞いを申しあげるものであります。ただ今の質問の特別養護老人ホームについてであります。栄村への新設特養につきましては、現在、社会福祉法人「博悠会」において、平成17年度工事着手、平成18年度開設に向け準備を進めているところであります。この間連合といたしましても、本年7月に県議会社会衛生委員会に対し、長野県高齢者プランの事業推進に関する陳情を行うとともに、機会あるごとに事業採択に向けて活動して参ったところであります。また、事業採択に向けてのヒアリングにつきましては、8月に事前ヒアリングを受け、今月の29日に第2次ヒアリングが予定されているところであります。8月のヒアリングの時点では、県内の要望施設数は、新設7件、改築3件、合計10件と聞いております。この7件のうちに、本広域連合が予定をしている栄村への1件が含まれております。昨年行われました平成16年度の要望件数は5件であります。県の事業採択は1件でありました。また、事業採択につきましては、現在の補助金制度から、交付金制度に平成17年度から変更されると聞いております。県の説明によりま

すと、グループホームなど、日常生活圏を単位とする施設整備については、国は直接市町村に交付金を交付し、市町村の判断で予算執行ができるようにし、また、特別養護老人ホームは、広域型施設として、都道府県に交付金を交付するよう改正が検討されているとのことであります。なお、今後さらに、県の説明会が予定されている段階でありますので、現時点では詳細は不明であります。このような制度改正に加え、当管内では施設入所希望が強く、緊急避難的に他施設に入所されている高齢者も多いことから、施設整備は急務でありますので、できる限り早い時期に広域連合として、平成17年度に事業採択されるよう、知事に提言書を提出したいと考えておるところでございます。以上であります。

副議長(中嶋元三君) 8番、赤津安正議員。

8番(赤津安正君) 8番、赤津です。ただ今連合長の答弁の中に10月29日に第2次ヒアリングがあるという答弁がありましたけれども、いずれにいたしましても平成15年度の正副広域連合長会議の決定、そしてまた昨年2月に行われました全協での連合長からの報告、ただ今ありましたけれども、県との事前協議あるいは県との協議、そしてまた平成17年には着工、18年6月には開所という報告がありましたけれども、いずれにしてもこの広域連合で栄村へと、たとえ民設民営であっても栄村へということを決したからには、これは連合としてもそれだけの責任があるのではないかと、私はそんなふうに思っております。そして10月29日の第2次ヒアリングの際に、まあ今回は民設民営という事で事業主体が博悠会ということでもありますけれども、連合長そしてまた関係の高橋副連合長が同席できないような、日が違って、先ほども陳情するというような話でございましたけれども、もうすでに29日ということになると、時間的な余裕もないので、県への具体的な働きかけをどうするのかもう一度お尋ねいたします。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) それでは、今まで取り組んできた部分、それからまた今後予定されている部分も若干お話をさせていただいて、答弁にかえさせていただきたいと思っておりますけれども。実は連合長それからまたそれぞれの副連合長さんの立場で、県のほうへ機会あるごとに、先ほど申しましたけれども、機会ある毎に是非採択をしていただきたいという事で、提言活動をしていただいております。合わせてこの29日、今お話がありましたけれども、29日に連合として県のほうに提言活動をしていく予定でございますのでご理解をいただきたいと思います。なお先ほどから質問がございますとおり、事業採択をしていただくまでは粘り強い提言活動等々を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木一君) 連合として責任がある、要望・対応という言葉が、責任のあるというお言葉を赤津議員さんお使いでいらっしゃると思います。その責任のあるということはどういうことかと、私なりに、判断は、やっぱりあらゆる機会を通じて執拗なまでも、執拗に事業採択・決定をいただくまでは行うということが大事だろうかと思いますので、今次長が申しあげましたとおり、この29日には要望書等、提言書を出す予定であります、それにとどまらず、あらゆる手立てを通じて働きかけていきたいというふうに思っております。

副議長(中嶋元三君) 8番、赤津安正議員。

8番(赤津安正君) はい、赤津です。それから最後に一点だけお尋ねしますが、昨年プロポーザルで社会福祉法人博悠会ということで決定しておりますけれども、最悪の場合この17年度に向けて採択がなかったという場合に、この広域連合として社会福祉法人博悠会に決定した事項が、果たしていつまで有効なのかどうか、採択されなかった場合、3年間で、例えば、例えばですよ、白紙に戻して再検討するとか、そういう年限的、期限的なものはあるのかないのか、また検討をされたかどうか、その辺をお尋ねして質問を終わります。

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木一君) 博悠会と連携プレーのもと、栄村への特養施設建設に向けて今現在進めているわけでありますから、29日の最悪の場合ということは考えたくはありませんけれども、それでも最悪の場合をあえて考えるならば、今後とも博悠会とともども同じような条件のもと、連携プレーを持って事業採択に向け、更なる採択に向けて進んでいくという覚悟で、博悠会とも話し合いを続けて行きたいと、そのように思っております。

副議長(中嶋元三君) 以上をもちまして、赤津安正議員の質問を終結いたします。

次に進みます。

副議長(中嶋元三君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩)

(午前 11時00分)

(再開)

(午前 11時10分)

副議長(中嶋元三君) 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

一般質問を続けます。順位2番、特別養護老人ホームについて、14番大塚一夫議員。

14番(大塚一夫君) 14番、大塚一夫でございます。通告に従いまして特別養護老人ホームについて五点ほどお伺いをしたいと思います。最初に、待機者の状況についてお尋ねいたします。介護を社会で支え合うことを目標に2000年4月にスタートした介護保険制度ですが、現在在宅での介護は非常に厳しい現実があり、さらに施設介護の割安感から施設志向が増大し、施設への入所を希望する待機者が全国にあふれているとのことであります。当圏域内各施設の待機者数、また市町村別の待機者数等わかりましたらお願いいたします。さらに本年度、現在までの入所、退所者数について施設ごと、また市町村別にお示しをいただきたいと存じます。

次に、入所者の尊厳についてお尋ねいたします。介護保険制度は自立支援を目指すものでありますが、その根底にあるのは尊厳の保持であります。徘徊などをしないように入所者の体をベッドなどに縛り付ける身体拘束は、この制度のスタートに伴って原則禁止とされたところでありますが、安全確保などを理由に、なくなれないのが現実、実情のようであります。国は身体拘束廃止を全国的に進めるため、2000年6月に身体拘束ゼロ作戦推進会議を設置し、また都道府県においても同様の会議を設置し、身体拘束廃止に向けた幅広い取り組みを進めているところであります。しかしながら地域や施設によって取り組み

に差があるのが実情であり、昨年度宮城県が特別養護老人ホームなど260施設を対象に実施した調査では、身体拘束を行った施設が、47%で前年に比べて17ポイント減少したとのこと。また山梨県が120施設を対象に行った調査では前年比2ポイント減の68%だったとのこととあります。当圏域各施設内での身体拘束など、身体的、心理的、性的、経済的な虐待の有無、実情についてお尋ねいたします。

次に各施設における家族や地域との交流の取り組みと、家族の面会の状況についてであります。ここに、「あったかいご」という介護の情報誌があります。温かい介護、そしてその人に合った介護ということが込められている本であります。この本に、読者の広場というページがあり、介護者、入所者等介護される人、つまり介護利用者でございますが、またその家族の方など、それぞれの立場からいろいろな意見が寄せられ、毎度興味深く読んでいるわけですが、この5月の初刊号に次のような投稿が載っておりましたので、ちょっとご紹介をしたいと思います。今家族がにぎわっている施設になるには、今施設でご家族のもっと面会にきてもらうための工夫を考えています。入所してすぐの頃には、ご家族も足しげく通ってきてくださるのですが、時間が経つにつれ少なくなり、毎年の大きなイベントの時くらいしか顔を見せてくれない家族が多いのです。遠くに住んでいるご家族の場合は仕方がないのですが、近くに住んでいる家族もいるので、そういう方にもっと施設に気軽に寄ってもらいたいと思っています。そういった工夫をしている施設がありましたら、是非方法を教えてくださいというような施設の方の投稿でございました。自分の母親も、毎年まあ寒さに弱いというようなことで冬の半年ぐらいいは、近くの老健施設にお世話になっているわけですが、なかなか面会に行けず預けっぱなしというようなことで、大きなことは言えない訳ですが、ただ自分の妹がその施設に勤めているというようなことでまあ救われている面もあるわけでございます。各施設では、夏祭りとか文化祭とかいろいろ工夫を凝らし、地域や家族との交流の取り組みを進めていられており、敬意を表するところですが、その実態、また家族の面会の状況についてお尋ねいたします。またどんな工夫、努力をされているのかあわせてお願いをいたします。

次に、第三者委員による苦情処理機関の設置並びに苦情の受付件数、その内容と処置の状況についてであります。平成12年社会福祉法により社会福祉事業所、経営者の福祉サービスにおける苦情解決の努力義務が明文化され、苦情解決の方法が各事業所で検討されてきております。苦情解決システムについて、県内では長野県社会福祉協議会が平成15年に行った調査では、第三者委員の設置が施設ではほぼ設置済み、91.9%であるにもかかわらず、その委員の、委員会のところに苦情内容の報告、聴取を実際に行ったところは22.9%と全体の4分の1にも達していないとのこととあります。当圏域内施設での状況をお尋ねいたします。

最後に、平成18年6月開所予定の新設特養の新設計画の進捗状況と、その月額居住費の見込み額並びに居住費のうち圏域内入所者への助成額はどのくらいになるのかお尋ねし質問といたします。

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木 一君) ただ今の大塚議員のご質問に対してお答えを申し上げます。先ず特別養護老人ホームについてですが、最初に入所待機者の状況についてお答えいたします。9月30日現在の待機者は、295名であります。希望施設別の人数でございますが、ほとんどの方が複数の施設を希望されておりますので、6施設の延人数は、1,117名であります。

次に、入所者の尊厳についてのうち、身体拘束につきましては、施設内の身体拘束廃止委員会において、十分検討し、ベッド・車イス等からの転落防止、自傷行為の防止等、やむを得ない場合に限り、家族の了解を得たうえで、最小限の方法で行っております。

次に、金銭管理につきましては、本人管理が原則であります。入所者又は家族から依頼があった場合には、同意を得て、施設で通帳等の管理をしており、利用者または契約者には、面会に来られた際あるいは郵送により、定期的に通帳の確認をしていただいております。

次に、家族や地域との交流の取り組みと家族面会の状況につきましては、入所時に家族に面会をお願いしていると同時に、夏祭り等の行事やボランティアの受入れを通じて家族や地域との交流を図っております。また、家族会が組織されており、総会、ボランティア活動等を行い、家族との連携を深めております。面会の回数につきましては、家庭の事情により差はありますが、できる限り面会に来ていただくよう努めているところであります。

次に、苦情の受付件数と処理の実態につきましては、平成15年度に10件ありましたが、全て解決しております。各施設においては常日頃、入所者と接するごとに要望等をお聞きして、改善に努めております。さらに施設ごとに、苦情用ポストを設置して苦情の受付をしております。また、施設長を苦情解決責任者とし、生活相談員を苦情受付の担当者として定め、苦情があった場合には、即刻事実関係の調査を行い、改善策を検討し対応しております。第三者委員につきましては、地元民生委員さん等のご協力を得て、全施設に設置しております。処理体制、第三者委員の設置の周知につきましては、入所の際に契約者及び入所者に重要事項説明書をお渡しして説明し、理解を得ており、また、施設の入り口等にも第三者委員の電話番号等を掲示し周知に努めているところであります。

次に、平成18年6月開所予定の新設特養の進捗状況につきましては、先程、赤津議員にお答えしたとおりであります。月額居住費いわゆるホテルコストでございますが、博悠会の試算によりますと、通常では月額3万2千円ですが、本連合管内の入所者につきましては、施設建設時の連合補助により、7千円軽減され、月額2万5千円の予定と聞いております。建設費が確定しておりませんのであくまでも現時点での試算ということになります。

なお、細部につきましては、事務局次長のほうから答弁をさせます。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 連合長答弁に補足をして、お答え申し上げます。待機者の状況についてですが、全体で295名でありまして、その内訳は、介護度1が39名、介護度2が59名、介護度3が70名、介護度4が74名、介護度5が53名であります。市町村別で申し上げますと、中野市では、介護度1が16名、介護度2が29名、介護度3が28名、介護度4が31名、介護度5が18名、計122名であります。飯山市では、介護度1が3名、介護度2が7名、介護度3が13名、介護度4が12名、介護度5が13名、計48名。山ノ内町では、介護度1が3名、介護度2が7名、介護度3が8名、介護度4が11名、介護度5が4名、計33名。木島平村では、介護度1が4名、介護度2が1名、介護度3が2名、介護度4が6名、介護度5が5名、計18名。野沢温泉村では、介護度1が4名、介護度2が2名、介護度3が2名、介護度4が3名、介護度5が4名、計15名。豊田村では、介護度1が1名、介護

度2が5名、介護度3が8名、介護度4が5名、介護度5が5名、計24名。栄村では、介護度1が5名、介護度2が4名、介護度3が4名、介護度4が4名、介護度5が3名、計20名で、その他組織市町村以外の、例えば長野市等他市町村での待機者ですが、介護度1が3名、介護度2が4名、介護度3が5名、介護度4が2名、介護度5が1名、計15名であります。

次に、希望施設別の人数であります。第1希望から第6希望までできるため、延人数で1,117名で、その内訳は、望岳荘が182名、高社寮が218名、千曲荘が166名、いで湯の里198名、菜の花苑161名、ふるさと苑192名であります。

次に、身体拘束についてであります。10月13日現在9名の方に、次のようにさせていただいております。車イス安全ベルトの着用1名、ミトン型手袋の着用4名、ベッド手すりの設置2名、つなぎ服の着用1名、ベッドベルトの着用1名であります。

次に、家族の面会状況についてであります。施設別に延人数で申し上げます。これは平成15年度1年間の集計でございます。望岳荘では、12回以上18人、6回から11回が49人、2回から5回が34人、1回が15人、計116人で、1人の入所者には面会者はありませんでした。高社寮では、12回以上36人、6回から11回12人、2回から5回17人、1回が3人、計68人で、2人の入所者には面会はありませんでした。千曲荘では、12回以上33人、6回から11回15人、2回から5回10人、1回5人、計63人で、6人の入所者には面会はありませんでした。いで湯の里では、12回以上42人、6回から11回が12人、2回から5回が10人、1回が3人、計67人で、3人の入所者には面会はありませんでした。菜の花苑では、12回以上50人、6回から11回が6人、2回から5回が3人、1回が1人、計60人で、面会者が1人もなかったという入所者はありませんでした。ふるさと苑では、12回以上59人、6回から11回9人、2回から5回5人、1回2人、計75人で、4人の入所者に面会はありませんでした。

次に、苦情の受付件数と処理の実態のうち平成15年度における受付件数であります。6施設で10件ありました。今年度は、今のところございません。事例といたしましては、施設内の転倒によるケガによるもの、入所者間のトラブル等であり、これらについてはすべて解決済であります。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 14番、大塚一夫議員。

14番(大塚一夫君) 継続でお願いしたいと思います。今年の4月から入所のガイドラインが新たに策定をされて、今までの措置制度の中ではとりあえず申し込んでおくかというようなことがあったようですが、そのガイドラインにより必要性、緊急性のある入所希望者が優先的に入所できるようになったと、こういうことではございますが、昨年までの実情と今年の状況についてお願いをしたいと思います。それからその次の入所者の尊厳についてであります。今年に入ってから特別養護老人ホームで爪をはくというような入所者に対する虐待があったことが報道されておるわけですが、この告発をしたのはホームヘルパーの実習生にきていた実習生というようなことで、外部の人であったわけなんです。施設ではこのことに限らず日常的に行われておかしいと、外から来た人がおかしと思うことが、その中ではおかしという感覚ではとらえてないと、そういう実情がほうぼうの施設にあるというふう聞いております。そのようなことに対する報告者の、あるいはその通報者の保護等についてどのようにお考えになっているのか

お尋ねをしたいと思います。それからその次に、第三者委員による苦情処理機関の設置、これもただ今の答弁の中で全施設に設置済みだということのお話でございますが、その処理の内容につきましては、ただ今の答弁では施設長を長とする、そういう中での処理というふうな私受け止めておりますが、その第三者委員の設置の関係では、何故、施設ごとにその委員会に諮るべきではないかというふうに私思うわけですけれども、その辺についてお聞きをしたいと思いますし、何回くらいこの、6施設で10件という話ですから、その処理に何回くらい委員会というものを開いた実績があるのかどうかをお願いをしたいと思います。以上です。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 一点目の入所ガイドラインの昨年の状況と現状はどうかという質問でございますけれども、実はガイドラインが示されまして北信広域連合では、特別養護老人ホーム入所検討委員会を昨年の4月に設置をし運営してございます。今までどちらかという入所順位を、申し込み順位に重点をおいた入所が主であったわけですが、この基準が示されましてそれぞれ点数化で、緊急性の高い人を優先入所させるというふうに改めてございます。内容は、要介護度・介護度によって、あるいはその痴呆性老人の日常生活の自立度によって、そしてそのお宅に介護者がいるかないかによって、そしてさらに在宅サービスの利用率という4項目の他に、地域性ということで北信広域連合管内の方、それから管外の方、外の方と一応点数を設けまして、その点数の高い方を入所順位の高いほうにいれていくということで改めてございます。昨年度から取り扱って、この制度を取り入れて入所をしていただいているわけですが、空きがあって入所までに今まで調整の時間というのが結構かかったわけですが、今この順番がもう決められておりますので、入所までの時間が非常に早まったというのが印象でございます。早ければ1週間ぐらい、遅くとも2週間ぐらいで入所できているんじゃないかなと思われま。それから入所者の尊厳についてどう考えるかということでございますけれども、次の第三者委員と重複する部分がございますけれども、先ほども申しあげましたとおり、6施設全部第三者委員を設置してございます。そしてそれぞれ施設の中に、処理委員会を設置してございます。これは施設長がトップで、第三者委員それからそれぞれのセクションの主任さんに加わっていただいて、処理委員会を設置してございます。その中で処理をさせていただいてございます。処理委員会で処理されてきた部分でございますけれども、いで湯の里1件ということで、あと内容的には軽微という考え方で施設内処理をさせていただいてございます。10件の苦情がございましたけれども、先ほども申しあげましたとおり全て解決済みでございます。二点目の、入所者の尊厳の関係でございますけれども、通報者の保護に関する制度等は設けていないわけですが、不利にならないよう、して行きたいと思っております。なお職員研修等を通じまして入所者の尊厳を守るように指導をしてきましたし、またこれからもさらに強めて指導をしていきたいと思っております。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 14番、大塚一夫議員。

14番(大塚一夫君) お願いをしたいと思います。待機者の状況の関係で、入所ガイドラインの話がありました。この中には入所辞退を2回行くと優先順位名簿から外すことができるわけなんです、そういう例があったのかどうか。それから最後に私この質問をするにあたり各施設のホームページを見させていた

できました。あの一つだけ、あのホームページを開設してあるわけですが、施設の概要とか場所、1年間の主な行事、利用者の様子、施設の空き状況こういったのが大体とおり相場の案内という内容ですが、3つほどの施設でその施設の理念また運営方針、これを載せている施設がありました。これは大変必要なことだというふうに私は思っておりますが、その内容についてちょっと私の感想を申し上げたいと思いますが、その方針の中に、例えば専門知識の研鑽を図るとともに施設の評価高揚になお一層の努力を払わなければならない、それから老人福祉施設の新たな方向付けを早急に確立していかねばなりません、職員の資質の向上は、利用者及び地域に信頼されるものでなければなりません、そういうようなことはやっぱり内部的にはそういうようなことであろうと思いますが、外部に対しましては、やはりこういうことをこういうふうに努めていますとか、努力していきます、目指していますとか、そういう形のものであったほうがいいのではないかなと。こんなこともありますし、それからその施設の名前の由来とか、その施設のキャッチフレーズですね、そういうものも大変いいのではないかと、こんなことも考えておりますし、その施設の特徴、例えば温泉があるとか、あるいは家族が来た時に泊る施設があるんだとか、そういう特徴を持たせたホームページで、温かさやぬくもり、優しさ、そういうものが伝わるようなホームページにしていなければいいのではないかなと、こんなことを申し上げて質問とさせていただきます。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) お答え申し上げます。先ほどの入所の、2回断れば名簿から外されるというお話でございますけれども、一応事務取り扱い上そのようにさせていただいております。ただ、例えば社会的な、入院をしたとかというような場合には一応カウントしてございません。過去に2回辞退をされたということで、緊急性がないという判断で2人の方が過去でございます。それからその2人の方につきましては、その時点では老健施設へ入所をしておったということと、もうひとつは在宅でもう少し家で面倒を見たいというような家庭での要望がございまして、一応落とさせていただいた経過がございます。それから施設の運営方針の内容についてでございますけれども、例えば知識の研鑽だとか、あるいは新たな施設の方向付けだとか、それから地域に信頼されるというようなことで、非常に外に向けてのインパクトが弱いじゃないかとかというご指摘でございました。施設におきましては、やはり職員のそれぞれの資質の向上、サービスの向上等日々努力をしておるわけですが、一応施設の運営方針の中に掲げさせていただいて取り組んでおるわけでございます。名前等の由来とか、キャッチフレーズとかというようなお話がございました。これまた参考にさせていただいて、今後にかしていきたいと思いますと思っておりますが、よろしくお願いたします。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 以上をもちまして、大塚一夫議員の質問を終結いたします。

次に進みます。順位3番、特別養護老人ホームについて、特別養護老人ホーム栄村新設経過と今後の対応について、ショートステイ入居者の送迎について、17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 17番、青木豊一でございます。最初に、相継ぐ台風災害そしてまた地震と、大変管内をはじめ日本全国に大きな被害をもたらしました。被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、希望と元気を出して頑張っていたいただきたいことを心からご期待申し上げまして、質問といたし

ます。最初に、特別養護老人ホームについて次の3点についてお伺いいたします。一点は、施設入所者の実態に合った職員体制についてであります。配付された主要施策成果説明資料を通じ、全体として高齢化、介護度の重度化及びショートステイ等の利用が進んでおり、そうした中で利用者へのサービスの一部に前進が見られております。こういった中でご苦労いただく職員の皆さん方の努力に敬意を申しあげます。同時にこういった施策は一層改善し安定して進むには、職員体制が施設入所者の実態にあったものに改善することをお願いいたします。二点目は、嘱託職員等の待遇改善についてであります。現在6特養施設に嘱託職員が約47人、看護師、介護員及び嘱託職員が全体の約23%にあたります。これは嘱託職員の存在をなくして特養の運営が不可能といっても過言でもありません。こういった嘱託職員及び職員給与等に占める比率、また給与体系等の改善が求められますが、今後の対応を伺います。三点は、介護保険導入に伴い既存の入所者に対する経過措置が適応されてまいりました。しかし新年度からこの点を変更される予定です。管内における実態及び新年度からの対応についてお伺いをするものです。第2は、特別養護老人ホーム（栄村）への建設経過と今後の対応についてであります。一点は今日までの経過と入所待ちの解消について、二点、管内職員計画と待遇等についてお答え願います。第三は、ショートステイ入居者の送迎についてであります。これまで同僚の丸山惣平議員が利用者の実態や憲法や地方自治法の立場から公平な対応を繰り返し強く求めてまいりました。これまで連合長等の答弁は、改善の具体化について具体化が図られておりません。あくまで利用者の範疇の問題との態度が繰り返されております。介護保険法は、送迎に対する保険適用を認めております。公的機関において、特定の利用者だけに介護保険を認め、同じ公的機関を利用する他の利用者には認めないという不平等、不公平な行為を即刻改め、介護保険法の主旨にのった運営をすべきと改めて提案いたします。以上3点についてお答えを求めます。

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木 一君) ただ今の青木議員のご質問に対してお答えを申し上げます。まず施設職員の配置につきましては、国の基準に基づきまして、施設長以下、事務長、生活相談員、介護支援専門員、看護師、介護員、栄養士、調理員等の各職種において適正に配置をしております。特に、施設入所者の直接サービスを提供する看護師及び介護員、いわゆる処遇職員の配置につきましては、国の基準であります入所者3人に対して1人以上の職員を配置する基準を満たしており、今年度入所者2,811人に対して職員1人を配置し、改善を図ったところであります。国の基準では、平成15年度からの制度改正により、新設の特養にあっては、ハード面では完全個室化が義務付けられており、ソフト面では10人程度を1グループとして介護をするユニットケア化が義務付けられたところであります。本広域連合としても、今後開設される施設とのサービス較差を少しでも解消するためのユニットケアに向けて、平成16年度からユニットケアの前段となるグループケアの試行を始めたところであります。これに伴いまして、各施設にグループケアのための介護員を1名ないし2名を増員したところであります。加えて、入所者の介護度・痴呆者の状態に合わせ、介護員の加配もしてきたところであります。この結果として、先ほど申し上げました2,811という数値となっております。今後とも試行を繰り返しながら、入所者へのサービスの向上を更に図る所存であります。なお、介護員の増員につきましては、財政状況等を見極めながら今後検討をして参りたいと考えております。

次に、嘱託職員の待遇改善につきましては、本年4月から通勤手当の増額を行いました。また、2年間の勤務において成績良好と認められる者にとっては、現在の日給制から月給制への移行も可能とし、加えて月給制移行後の嘱託職員にとっては、3年経過を目途に成績良好者に限り昇給の道を開けたところであります。

次に、職員全体及び職員給与等の占める比率についてであります。平成15年度決算ベースにおける施設の職員総数は、213名であります。うち正職員194名、嘱託職員19名でありまして、嘱託職員の割合は、8.9%でありました。また、人件費につきましては、嘱託職員の割合は5.9%でありました。なお、今議会にお願いしております平成16年度補正予算要求ベースで申し上げますと、施設の職員総数は220名で、うち正職員181名、嘱託職員39名でありまして、嘱託職員の割合は17.7%であります。また、人件費については、嘱託職員の割合は、9.9%であります。この、嘱託職員の人件費には、産休・育休・休職代替分も含めておりますので、実際の率といたしましては、若干下がるものと思われま。今後の対応につきましては、今後とも、他の業種の賃金実態等を見ながら、また財政状況と照らし合わせながら、できる限り待遇改善に努めて参りたいと考えております。

次に、経過措置適用者の実態と新年度の対応につきましては、平成17年3月31日をもって5年間の経過措置が終了する訳であります。9月30日現在の旧措置入所者は139名で、そのうち経過措置による減額対象者は95名であります。平成17年4月からは、利用者負担の軽減については廃止され、施設としては、すべての入所者に原則1割負担していただくこととなります。また、食費も標準負担額へ移行となります。制度移行に伴う個人負担増額者への対応につきましては、福祉事務所及び市町村と連携を密にし対応して参りたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの経過につきましては、先程赤津議員にお答えしたとおりであります。入所待ちの解消見通しにつきましては、先程申し上げたとおり入所待機者は295名であります。新設施設ができた場合でも、70名の解消にとどまってしまうのが現状であります。

次に、管内職員採用計画と待遇等につきましては、博悠会によりますと職員の採用予定人数は45人で、全員栄村からの採用を予定していると聞いております。なお採用予定者の待遇等については、特に聞いておりませんのでよろしくお願いたします。

次に、ショートスティ入居者の送迎につきましては、現在いで湯の里、菜の花苑の2施設で実施しており、平成16年度上半期の送迎車の利用率は、いで湯の里44.5%、菜の花苑61.9%となっております。施設利用者の送迎にあたっては、引き続き組織市町村の独自施策により実施されている、福祉車両の貸出し、ハイヤー等の利用に対する一部補助など、これら制度を活用していただきたいと考えております。今後、連合といたしましても多方面から研究をして参りたいと考えております。なお、経過措置適用者の細部につきましては、事務局次長のほうから答弁をさせます。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 連合長答弁に補足をしてお答えを申し上げます。経過措置適用者の実態につきましては、施設別で申し上げますと、望岳荘21名、高社寮23名、千曲荘14名、いで湯の里19名、菜の花苑14名、ふるさと苑4名、計95名であります。市町村別では、中野市40名、飯山市19名、

山ノ内町11名、木島平村6名、野沢温泉村7名、豊田村7名、栄村5名であります。以上であります。
副議長(中嶋元三君) ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(休憩)

(午前 11時58分)

(再開)

(午後 1時00分)

副議長(中嶋元三君) 休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

副議長(中嶋元三君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 青木でございますが、継続してお伺いしたいと思います。先ほど連合長のほうから、最初に特養についてでありますけれども、その中で職員配置について基準を上回っているというお話がありました。そのことについては私も承知しているところであります。同時にまた、質問でも申しあげましたように、入居者の状況等をご覧いただいてもおわかりのように、高齢化と重度化そしてまた痴呆の障害者の方々が、1年前と比較をいたしますと、1施設を除いてそれぞれ大幅に増えているわけですね。こういうふうな状況を考えたときに、施設基準を満たしていればそれだけ良いかということではなくて、施設における介護保険としてのサービスの内容もそれぞれ決められているわけですが、しかしながらこういったサービスが確実に利用者に提供をしていくには、私はやはり今の職員体制を更に改善していかなければいけないというふうに思うわけでありまして、そういう点で具体的にお伺いしたいと思うわけでありまして、確かに基準は超えているという事実ではありますが、厚生労働省が昨年実態調査を、介護施設の事業所調査というのを10月時点で15年度のものをを行いました。これを見ますと、どうなっているかといいますと、介護老人福祉施設において平成15年度において、看護師そして介護職員の比率はですね2.4、看護職員は20.2、介護職員は2.7。ところが中野市の状況を15年度実績で見ますと残念ながら部分的にこれを超えているところがあるわけですが、ほとんどが全国平均にも満たない、こういう状況になっているということも、これも事実であるわけです。こういう点からいたしましても、私はこの意を得たりではなくて、やはり介護、看護職員の一層の改善が求められているというふうに思うわけでありまして、この点についてどのようにお考えになっておられるのかお伺いしたいと思います。あわせてこういうふうな中で、例えば同じ調査の中で、それぞれ福祉施設で受けた割合について出ているわけですが、物理療法で7.5、運動療法25.9、作業療法6.5、言語療法2.2、日常生活動作訓練30.6、リクリエーション60.8と。こういうふうなサービスの内容も明らかになっているわけですが、もし施設ごとにこのことについてどの程度になっているのかお伺いできればというふうに思います。

次に嘱託職員の問題についてでありますけれども、先ほどのお答えは全体との係わり合い等でありまして、私は15年度の実績で見ますとですね、先ほども申しあげましたように嘱託職員の比率は23%を超すという状況です。いわゆる一般職員の平均賃金、年間はどのくらいかというふうに以前にお聞

きしたら約500万円とこういうお話でした。ところがいただいた資料で15年度の嘱託の賃金の状況を見ますと、1ヶ月で約15万円これは特殊勤務手当、夜勤、通勤手当を含めたものであります。そういうことは年間、百数十万円こういう状況にあるわけです。ですからいわゆる機会均等法等を通じましても差別賃金の問題が問題視されているわけですが、私はここで厚生労働省の通達が、ホームヘルパーについて出されたわけです。今まではホームヘルパーは労働者として認知されなかったわけですが、通達はこれを認知しなさいというふうに言っているわけです。その中で例えば年次有給休暇の付与についても、雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務をし、全労働日の8割以上出勤をした場合には年次休暇を付与するというふうに通達は明らかにしているわけです。こういうことを見ましても、私は嘱託化を促進するということではありませんが、現に嘱託が介護、看護師等の中で23%もいるというこの現実を直視したときに、この労働者の待遇改善を通達等に基づいて明確に改善していくべきだし、500万円対百数十万円というこの賃金格差、その中で繰り返し報告されているように嘱託職員は正職員の加配として、代替として職務についておられるわけですから、100%同じというわけにはいかないにしても、それにかなり近づいてもしかるべきだと思うわけです。ちなみに今度の15年度の決算書を見ましても、1億6千万円ですか、余剰金が生まれていると。でさらに基金もですねこれまた多額のものが出ている、積み増しされているわけです。こういうものというのは基本的にはこういった労働者がですね、同一労働同一の働きをしながらあまりにもひどい賃金体系の中で生まれた一つの私は具体的な財産だというふうに思うわけです。そういう点で連合は、分担金は減らしたけれども、こうした一番原点で働いているこの人たちに対する処遇というものは、先ほどのお答えのような改善はあったとしても、これは極めて不十分だというふうに言わなければなりません。この点について改めて連合長からお答えをいただきたいというふうに思います。そしてまた基本的給与と同時に、有給休暇、あるいはまた退職金あるいはまた手当等についてもですね、一定の基準では行われておりますけれども、しかし実際の経費にふさわしいそういった、あるいはお互いにふさわしい手当等をやはり具体的に改善をすべきだというふうに思いますが、改めてこの点をお伺いしたいというふうに思います。

次に栄村の特養の問題でありますけれども、問題はですね待機者が年々増加しているという現状です。その中で先ほどらい議論がされているわけですが、そういう中で私も早く特別養護老人ホームに入所したいと、こういうご要望を何人かの方から聞きましたが、残念なことに何れもその希望を叶うことなく他界を余儀なくされました。これがやはり今日の圏内における特別養護老人ホームの入所者の実態だと思うんです。にもかかわらず更に入れられない人たちが295人いるし、昨年の10月8日のものと見ますと69人増えているわけです。だから1年間経って特養が造れないだけでなく特養の定員に等しい人が待機者として残る、更になおかつ入所を希望されている人たちも、私だけでも3名の方が他界されてしまう、この現状をですね、私は連合としても真正面から受け止め、これをどう打開するかということに、もちろん連合長を先頭に、圏内の希望をされている人たちの期待に応えなければならないというふうに思うんですけれども、この点についてお考えをお伺いしたいというふうに思います。なお博悠会との契約があるわけでありまして、こういう状況を先ほどお答えがあるような方法の解決もあると思いますし、あるいは他の方法もあると思うんですけれども、この打開のためにどのように具体化されるのか、また博悠会

との関係はいつまで拘束されるのか、このことについてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、ショートステイの問題についてであります。このことはですね先ほどお答えがあったわけですが、結局昨年度と比較いたしますと、いわゆる自家用車を利用されていられる方がね非常に増えているというのが実態です。私がよくわからないのは、介護保険ではサービスの一つに入っているんです。そして事業所としてそれを実行する義務もあるわけです。本来社会福祉協議会はその事業をしていないとすれば、私も議員だけでも、社会福祉協議会ではできません。ですから以前は、効率の問題として問題にされました。しかしそれぞれの特別養護老人ホームには、高社老人ホームには2台、その他には1台の事務的な車は配置されているわけです。特別養護老人ホームという施設は、いかにして入居者にサービスを提供するかというこのために作られた施設です。そうしたならば先ず入所者の役に立つものを整備し、そしてそれとの係わり合いで事務的に必要なものを兼用も含めて設けていくということが、私は本来のありかただと思うんです。でしかも私がここでわからないのはね、ケアマネージャーの人たちがね、このことを知っておられながら、送迎の利用をどれだけ提供を、周知徹底をしておられるかどうか。本来、中野市で言えばタクシー券を使うなんてことは、介護保険の制度ではないんです。介護保険では、送迎を希望すればそれはできる訳です。1割負担でできるんです。それを自家用車で、圧倒的な人たちが送迎をしなければならぬということは、やはり圏内におけるケアマネージャーあるいは施設の、その行政的矛盾は、私は問われる問題だというふうに思うわけです。この点について改めて見解を求めます。以上です。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) ただ今のいくつかの質問にお答え申し上げます。先ず職員配置でございますけれども、職員配置につきましては最初の答弁の中で申しあげましたとおり、平成16年度は入所者2.81人に対し1人という事で実施してございます。これにつきましては16年度よりユニットケアの研究それから試行、そしてなおかつ職員の夜勤の回数を減らすというようなことから1名ないし2名の加配をさせさせていただきます。それに合わせて、更にそれぞれ施設によって、議員さんご指摘のとおり、重度者あるいは痴呆のお年寄りの方が入所しておるわけですが、一応重度の加配ということで一応基準を設けて、対象施設については更に加配をしてございます。そんなことで今年度は2.81という事でございましたけれども、また更に以後年度につきましてはまた研究をしていきたいと思っております。またそれから嘱託職員の待遇の関係でございますけれども、一応年休につきましては、労働基準法に基づきまして、議員さんからお話がありましたとおり、一応対応をさせていただいております。その他に、最初の答弁で申しあげましたとおり、月給制の制度の発足それから通勤手当等の改善、働いていただいております嘱託職員の希望もあるわけですが、一応社会保険に加入もしてございます。社保加入になりますと、当然退職金等が支払われるようなことになろうかと思っておりますが、まあそんなことで縷々、一応待遇改善を図っているところでございます。それからサービスの、それぞれ施設で物理療法、作業療法、それからリハビリ等のサービスの内容がわかったら教えてもらえないかという事でございますけれども、それぞれ施設では関係病院等をお願いして、リハビリ、理学療法それから作業療法士等を派遣いただいております。その他に施設独自でリクリエーション等々も取り入れておるわけですが、細かい時間、比率がどのくらいになるかというところまで正直、はじいてございません。そんなことでご勘弁をいただきました

いと思います。それからショートの関係でございますけれども、ショートの関係につきましては先ほど連合長のほうから答弁しましたとおり、多方面にわたって研究をさせていただきたいと思います。なおショートにつきましては、ショートを送迎した場合には184点加算という事で、送迎をした場合に184点加算をしていいですよという考え方で、送迎加算という言い方をしておりますけれども、そんなことで一応ご理解をいただきたいと思います。それからどれだけ周知徹底をしているのかということでございますけれども、一応2つの施設でしておりますし、実施していることにつきましては、それぞれの介護支援専門員が承知してございますので、希望を聞いて対応をしているのが実態でございますのでよろしくお願いいたします。それから栄村への新設特養の関係でございますが、待機者をご指摘ございましたとおり増えております。住民の期待にどのように応えていくかということでございますけれども、博悠会との関係はいつまで拘束されるのかというようなことでございますけれども、今まで博悠会さんの方との話をしてくる過程の中で、一応まあ今年度と来年度については再チャレンジをしていきたいというような話を聞かせていただいております。やはり全力投入で早い時期に事業採択をしていただくように取り組んでいくべきではないかと思っておりますが、以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 時間の関係もありますけれども、何れにいたしましても、時間の関係で嘱託の問題について述べますけれども、とにかく諸手当を含めまして1ヶ月勤務されまして年間187万円ほどですね、これに対して正規の方が約500万円、そしてそこから生み出される介護保険による資産がですね、年間で1億6千万円の剰余金、さらにプラス2億円くらいな積立金、これがあまりにも介護労働者の、介護の嘱託職員に対する報酬と、いわゆる企業利益が、格差がですね多すぎる、ここはやはりもっと介護労働者の立場に立った、なかんずく嘱託職員の立場に立ったこの給与改定が強く求められているものと思います。連合長にお伺いしたいと思います。それからもう一つは、経過措置に伴う問題についてでありますけれども、これによりましてですね約1ヶ月で多い人は29,170円、一挙に増えるわけです。こうした問題も先ほどのお答えでは各市町村云々というお話でしたけれども、もちろん連合として、そのことも一つあるわけですが、私は少なくとも質問通告をしてこのことについてどう対応されるかということをしたわけですから、当然副連合長を含めた、事務レベルを含めてね、もう少し具体的にこういった問題について検討された答えが出てしかるべきだと、しかもこの制度が始まるまでにあと数ヶ月しかないというこの現実に、今までゼロだった人が29,170円も負担を払わなければいけない、この現実を私は直視しなければならないというふうに思うわけです。この点についても、連合長としての、広域としてどう対応するかということと、あわせて副連合長は各自治体の首長でもあるわけですから、そういう連合と自治体の首長はですね、一体としてこうした方向を黙視していくわけにはいかないというふうに思いますので、この点について改めてお伺いしたいというふうに思います。それから、ショートステイの問題についてありますけれども、明らかにショートステイで送迎バスのあるところの2つの園は、自家用車の利用率は、いで湯で72.6%、菜の花は41.5%、一方他の施設では、望岳荘83.4%、高社が94%、千曲が94.5%、ふるさとが98.9%と、こういうふうに通迎がある所とない所で大きな違いがあると、先ほど次長がおっしゃるように。これは介護保険の適用をできるものです。じゃあこれが自家用であ

るが故に、この対応できないわけです。ですから事業所として何らかの形でこれを取り入れて、そして介護保険制度でやるならば、少なくとも184円の一割負担で賄えるわけです。すぐ車が用意できなくとも、事業体としてのサービス精神とこの較差の是正ということ正面から取り上げていただければ、私は難しい問題ではなくて、まさにそこにおける連合長をはじめとした姿勢の問題に関わるというふうに思うわけです。また、中野の方がタクシーを使えば、友達と遊びに行きたいとそういうものにも減らされてしまうという事で、確実にこれは利用者への介護保険から外してしまっている事業者としての責任が、私は問われる問題だというふうに思います。そういう点で、以上三点について事務局からは補足説明が、補足はあってもいいですけども、主要にはこういった問題は、連合長の、私は権限あるいは副連合長との一体となった連合の、あるいは事業主体としての責任の範疇に関わる問題である、そしてまた財政的にはかなり潤いのある企業体であるという現実をしっかり受け止めていただいて、少なくとも利用者サービスを提供するという施設の運営であるならば、法律で決められた最低限のサービスを、即提供いただくことを強く求めまして、連合長はじめ関係者のお答えを求めます。以上です。

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木 一君) ただ今青木議員のほうから、何点が質問がございました。連合長の立場でお答えできるところをお答えをさせていただきたいと思います。まず正職の職員が給与として500万円、嘱託職員が年間約180万円前後であるということで、各施設の余剰金1億6千万円、また積立金2億円というような数字をご披露いただきましてご質問いただきましたけれども、1回目の答弁でさせていただきましたけれども、先ず通勤手当などの増額を今年度4月からさせていただいたり、また2年間の勤務の状況の成績良好者に対しては日給制から月給制への移行もさせていただいたり、3年経過を目途に成績良好者に昇給の道を開いたというこの3点は、極めて、この事でよしとしないまでも、前進であろうかというふうに思っております。一時的に出た剰余金を即給与のほうに振り替えるというのは、連合という大きな大きな使命を考えたときには、今ここで直ぐ判断すべきものとは考えておりませんので、今後とも待遇改善につきましては考えていきたいというふうに思っております。それから二点目ではありますが、経過措置の、来年の3月をもって切れる方々に対する負担金が29,170円ということで、それらの方々に対してどのように対処するのかという問題ではありますが、先ずは市町村のそれぞれお一方お一方の対象者との、またご家族等との協議の中で進めるべきものと思っておりますし、またそうでない連合という立場で研究する一面があるならば、研究もしていきたいというふうに思っております。それから送迎の件でありますけれども、私ども基本的には自助、共助、ほう助という精神の中で全て福祉というものをとらえたいというふうに思っておりますけれども、特に基本的には在宅で対象の方々を介護する、お世話することが基本という事で考えているわけではありますが、前段の栄村の特養の問題につきましても、この地域の連合管内の特殊性から言ったら、一軒一軒の介護する在宅のご家庭そのものが果たしてその介護ができる状況になっているのかと考えたときには、そうでない地域と比較するならば、大変この地域は特殊な地域ともいべき状況にあるかというふうに思います。しかしながら公助、公なお助けをするというひとつの中に、できるだけ可能な限り状況が許すならば、それぞれのご家庭で送迎も含めて、できることはしていただくということが基本であろうかというふうに思います。いくら184点が加算された介護保険

の加算ベースがあるとはいえ、それぞれのご家庭のご家族から送り迎えをしていただくという対象者にとって、このうえもない幸せの道を安易に奪うのも決して行政の使命というものを考えたときには決して得策とは思わないのは、きっと同じように思われる方もいらっしゃると思いますけれども、基本的にはそうであります。その手から漏れる方をどのように公が対処すべきかということが大きな問題だというふうに考えております。何れにいたしましてもこの問題も決してこのままというような状況ではありませんので、先ほど申しあげましたように、多方面から研究はさせていただくという事でまとめて表現をさせていただきました。以上です。

17番(青木豊一君) 議長。設定はちゃんとある。送迎は、法的なものがあるのにもかかわらず、ないからそういう結果を生んでいるんです。いわゆる家族で送り迎えをしたくて、したい人のやつを奪うなんて言っているんじゃないんです。その結果として明らかに、法的な送迎の施設に車がある所とない所で、自家用車を自宅で使う…

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木 一君) そのことを私は、多方面から研究をしてみたいといったわけでありまして。福祉はとにかく全て手を差し伸べればそれで解決するというふうには考えておりません。その中には、一軒一軒、お一方お一方、特殊な事情、個性的な事情があるかと思えます。まあそういう一つ一つの状況を精査しながら、やるべきときにはやらなきゃいけないし、でもご家庭のご協力をいただかなくてはいけないときには、ご協力をいただくというのが大事かというふうに思っております。

副議長(中嶋元三君) 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

次に進みます。順位4番、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの運営について、環境衛生の対応について、広域連合の担う役割について、11番高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 11番高木尚史です。最初に、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの運営についてお伺いをいたします。ご承知のように国の三位一体改革が推し進められておりまして、それぞれの自治体財政も大変厳しい状況下に置かれております。当然広域連合あるいは一部事務組合などそれぞれの自治体が参画をしている組織についても、同様なことが言えるのではないかと思います。特に国庫補助負担金の削減問題については、大変大きな問題としてこれからの事業執行についても大きな課題として受け止めている自治体が多いのではないかとこのように思います。加えて介護保険法も3年ごとに見直しをするというその経過時点の中で、法律とは別に既に昨年度からは介護報酬の単価が引き下げられるというそういう事態が発生をし、進行をしております。施設入所につきましては平均4.2%の引下げがされ、この北信管内のそれぞれの施設においてもその影響額が約5千7百万円ということになっておりました。しかし現実には、決算監査の意見書にもありますように、それぞれの施設の、例えばショート施設の利用率の向上、あるいはおそらく介護度の高い人たちの入所、それらのことがあいまって1.8%の減少にとどまったという報告がされております。このようにして今後の介護保険法の見直しの中で、どのような影響が出てくるのかということも大きな関心事だろうというふうに思います。特に施設の給付の範囲の見直しについて大きな報道がされております。そのことは居住費や食費の範囲を見直すということでありまして。それは個室を建設をするに当たって、それぞれのホテルコストとしての経費を入所者から徴収をするとい

う、そういった見直しがされることになっているわけであります。従ってこのことは今後の大きな問題として経営問題に大きく関わっていくというふうに思いますが、これらの三位一体の改革やこれから想定される介護保険法の見直しなどについて、今後の運営の見通しについて先ずお伺いしておきたいと思えます。

次に、それぞれ3名の議員の方から栄村に建設を予定をされている特養施設の問題について質問が出され、それぞれ答弁がされたところであります。私は違った角度からこのことについて先ずお聞きをしたいわけですが、ご承知のように国庫補助負担金の見直しの中で、具体的に特別養護老人ホームの建設にあたって2004年度の新規事業の場合、建設単価を3.5%を引下げ、3分の1にカットをするということが具体的な姿になってきております。このことは前年度実績の3分の2の補助がカットをされるということになるわけで、当然事業者の言えれば財政問題あるいは建設の費用として負担が増えてくるわけでありますが、これらのことに関わってどのようにやはり対応をしていくのかということのも、事業採択は大変必要なことですし、採択をされたあとの問題として具体的な財政の裏付けとしての課題が浮上してくるのではないかとこのように思いますが、この施設建設の現状と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

次に、環境衛生の対応についてであります。環境問題は、それぞれの自治体の中でも、多くの住民の皆さんの協力や事業主の協力そして行政の環境問題に取り組む姿勢、それぞれの立場で共存をしながら今日まで環境問題に対応してきていると思えます。国でも廃プラスチックについては、以前は資源としての活用を考えておりましたけれども、いろいろな課題の中から可燃ゴミとして移行をするというような方法も出されております。さらには最終処分場の問題も大きな問題として、それぞれの県的な段階あるいは市町村の段階でも大きな問題になっております。そして、この広域連合としてもごみ処理の広域計画を策定をいたしまして、具体的には推進協議会を設置をしてそれぞれのすり合せなどを含めた事務を行うことになっております。これらのごみ処理広域計画の検討課題、具体的な問題がどこにあるのかについてをお伺いをいたします。

次に環境問題の中で大きな視点として、下水道問題が大きく取り上げられておりますし、当然それぞれの自治体でもこの公共下水道あるいは農業集落配水あるいは特環、それぞれの下水道事業が進められておりますが、その中で下水道汚泥の問題をどのように、利活用を含めた処理をしていくのかというのが当面する問題として浮上をしております。このことについて、広域連合としても汚泥の堆肥化施設を建設をするという文言を用いながら広域的な下水汚泥の処理の調査研究をするということになっております。このことについての現状とそして研究あるいは問題点がどこにあるのかをお伺いをいたします。

最後に、広域連合の担う役割についてであります。毎日、新聞紙上を賑やかしております合併問題について、自立を選択する自治体、さらには合併という道を選択をする自治体、さらには住民の意思といわば行政の側の意思のずれという問題も表面化してきている住民投票の問題など、様々な角度から合併問題が報道されております。そこで昨年も申しあげましたけれども、広域連合の果たす役割とはどういうものなのか、そのことをやはりきちっとこの広域連合内部で意思統一をしておくことが必要ではないかというふうに思いますが、このことについて改めてお伺いしておきたいと思えます。合わせて、広域連合として広域で処理した方が効率的な事務などは共同処理、共同研究を行い広域行政を推進するとともに、市町村

の行財政基盤の強化を図るという、こういう大きな課題を広域計画の中で謳っているわけであります。そんな中で広域的観光推進あるいは幹線道路網の整備の調査研究の報告が、平成16年の11月に調査研究が出されております。これもこれらの中の一環として報告されたものでありますが、具体的に広域的観点に立った共同処理の問題、様々なことが考えられるというふうに思いますが、どのように対応されあるいは方針付けをしていくのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

副議長(中嶋元三君) 広域連合長。

広域連合長(青木 一君) 高木議員の質問に対してお答えを申し上げます。最初に、三位一体改革と介護保険法の見直しに伴う今後の運営の見通しはどうかについてでありますけれども、国の三位一体改革による補助金の関係につきましては、従来の社会福祉施設等整備費補助金に代わって、平成17年度から地域介護・福祉空間整備等交付金制度が創設される見込みでありまして、額の縮減が懸念されるところでありますけれども、今のところ詳細は不明であります。国では、平成17年度に予定されている介護保険法改正に向けて、利用者負担の引上げ、施設における居住費用・食費負担の見直しなどが検討されているようでありまして、今後の施設の運営見通しにつきましては、特別養護老人ホームの利用者の自己負担が引き上げとなり、また利用者の重度化が更に進むなど、健全経営の面で更に厳しくなるものと予想されます。また、養護老人ホームの運営につきましても、現在の負担金制度が見直しされるとのことであり、同様に厳しくなると予想されますが、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、栄村への施設建設につきましては、先刻赤津議員にお答えしたとおりでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、ごみ処理広域化計画策定後の状況と検討課題は何か、とのご質問であります。「北信地域ごみ処理広域化計画」を平成10年8月に策定し、その後平成13年9月に改訂してきたところであります。この計画では、処理エリアを3つに区分し、Aエリアを岳南の北信保健衛生施設組合エリア、Bエリアを栄村を除く岳北広域行政組合エリア、Cエリアを栄村エリアとしております。また施設整備の目標は、平成29年度までに、栄村を除きごみ焼却施設及び最終処分場を広域化した施設にすることにしています。なお、本計画は、平成9年1月に国から出されたダイオキシン類の削減を目指した「ガイドライン」に基づき策定したものではありませんが、近年の技術進歩に伴い小規模施設でも排出ダイオキシンの基準値をクリアすることが可能となり、当時の主目的が希薄になってきているようにも感じられるところであります。また、これからはゴミを出さない運動の展開も必要と考えておりますが、現在県において進められております、仮称「信州廃棄物の発生抑制と良好な環境の確保に関する条例」に関し、市町村等との意見交換会などが開かれておりますので、今後とも、注視して参りたいと考えております。

次に、広域的な下水汚泥の処理の調査研究課題についてであります。北信広域連合が策定しました「地区別汚泥処理基本計画」につきましては、平成14年度に北信地域下水道等協議会から、本連合へ提出されました報告書に基づき本計画を策定してきたものであります。この計画では、汚泥処理の区域を3つに区分し、Aグループは、木島平村及び中野市の一部の区域、Bグループは、中野市、飯山市、山ノ内町、野沢温泉村、豊田村の区域、Cグループは、栄村としたものであります。この計画では平成30年度までに、圏域内で発生した下水道汚泥を全て圏域内で堆肥化または炭化し、処理するものとしております。そ

れまでの間は、各市町村のコンポストや民間業者で処理することとした計画であります。課題としましては、汚泥堆肥や炭化汚泥を積極的に受け入れる人が少ないことが課題であります。

次に、広域連合の担う役割について申し上げます。広域連合の制度は、平成6年の地方自治法の改正により、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国・県からの権限委譲の受皿の一つとして、創設されたものであります。広域連合は地方自治法第284条第3項に規定されておりますように、普通地方公共団体、いわゆる市町村がその事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、「広域計画」を作成し、処理することになっております。本広域連合も、平成12年4月1日発足したものであります。広域連合の役割としては、各市町村の独自性を尊重しながら、組織市町村を一つの地域としてとらえ、事務事業を進めることが広域連合の役割であると思っております。

次に、広域行政・共同処理・共同研究の課題と方針であります。本広域連合も平成12年に発足してから4年が経過しておりますが、かつての一部事務組合から広域連合に移行してから、顕著に変わったというものは見当たりませんが、今後とも組織市町村の独自性を尊重しながら、地域が一体となって取り組むことにより、地域の福祉の向上と地域の発展につながるよう努力して参る所存であります。以上であります。

副議長(中嶋元三君) 11番高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 継続をお願いをいたします。最初に介護保険法の見直しについてですが、これはあの運営の見通しの中でも大きな問題になるというふうに思うんですが、一つはホテルコストの問題についてのお話がありましたし、他の議員からもありました。そのことと同時に人材の問題については、介護職員の任用資格は将来的には介護福祉士を中心とするという方向が出されています。いろいろと質疑あるいは質問等を聞いておりますと、嘱託職員につきましても現在の職員比率でいきますと17.7%、給料でいきますと9.9%を占めているというそういう数字になっているんですけども、いつまでこういった方法・手法が通用していくのかということも、経営問題について大きなことではないかというふうに思うんです。先ほど質問の中でも申しあげましたように、介護報酬単価の引下げというものについて約4.2%ですがこれを1.8%の減少に止めたということがあるわけですけども、一つには主要施策の成果説明書の中でも報告があったように、入所者の重度化が進んでいるということが指摘をされました。当然経営方針とすれば、重度の要介護度5の人のほうが、要介護度1よりも1割単価が高いわけですから、介護保険料が高いわけですから、当然そのことは経営にも影響をしていきます。で監査委員の審査結果の意見書の中でも、質疑の中でもありましたけれども、人件費の抑制について引き続きという指摘がありました。このことは、欠員を嘱託員あるいは臨時職員化をするということも一番心配をされる経営方針、私の一番嫌うところだろうと思うんですけども、そういう方向も出されてくるというふうにも思われるわけですね。したがってこのことは今後の経営をするについては、確かに介護保険法の介護報酬の見直しの中で具体的にどのようになるのかということも大変注目をしなければいけないというふうに思うわけですが、特にこのホテルコスト代については単に介護保険法の適用の見直しだけではなく、実はこういう動きもあるわけですね。施設に入所している人から居住費用、食事代を取るんだから、病院に入院している患者さんもいわば食事代ホテル代も取るのが整合性がとれる方法だというふうに指摘をされて、そのような動き

も出て来るといふふうに報じられています。ですからこのことは単に、単なる介護保険法の範疇だけの問題ではなく、それぞれの自治体やあるいは病院に、入院あるいは治療を受けている人たちにとっても、大変大きな問題として波及効果は心配をされることだろうと思うんです。そのことは栄村に建設をされる特養の施設の問題にも当然関わりを持っていくといふふうに思います。でそのことは昨年資料として出されました博悠会との協定書の中で、まいわば広域連合として居住費、ホテルコストの設定について、いわば相当分を控除をして設定するという協定書になっているわけです。そのことは事業採択をされて、建設をする段階ではこのような文言でもあてはまるかもしれませんが、そのことは将来的に管内の特別養護老人ホームのホテルコストを徴収をしなければならないという事態になったときには、この協定書で記載をされている事実とは違った方向に向かうということになりかねないといふふうに思います。そういう意味で、この協定書の見直しというのは今後の課題だろうといふふうに思いますが、改めて見直す必要が当然でくるのではないかといふふうに思います。同時に博悠会では、広域連合から1億2千万余のいわば補助金を一つの財源としているわけですが、このことは私はちょっと疑問に思うんですが、単なる協定書の中だけで1億2千万余円を明らかにしておくだけでいいのかどうなのか。そこは広域連合として、例えば補助金交付要綱などをきちっと作ってですね、そこで1億2千万の用途について明らかにしておく必要があるのではないかといふふうに、手続き的なものですが、そういうように明らかにしておく必要があるのではないかといふふうに私は思うんですね。ただ単なる協定書の中で謳うだけでは、これは今後大きな問題を残すのではないかといふふうに思いますが、このことなどを含めて改めてお伺いをしておきたいといふふうに思います。

それと環境衛生の問題について、大変な状況の中でそれぞれ施設の性能などを含めて大変大きく変化をしてきておりますから、それぞれの対応も、それぞれの自治体ごとに、あるいは一部事務組合においても対応が違うといふふうに思うんですが、何れにしてもゴミは出さないということが一番大きな要点だろうと自分は思います。それには家庭の皆さん方の協力やあるいは事業主の皆さんのご協力も当然必要になってくるわけでありまして、特に最終処分場、埋立地の問題についても、県の段階でも大きないわば問題として、ネックになっているところもあるかと思いますが、これらのことについてはそれぞれの自治体が責任を持つという一つの法律的な根拠がありますけれども、広域連合としてどのような対応をしていくのかというのが今問われているといふふうに思いますが、改めて具体的に今後の、まあ残念ながら広域連合というのは事業主体ではなくほとんどが規約の中にもありますように、事務のすり合せが中心的なことになろうかといふふうに思っておりますが、そのことについて改めてお伺いをしておきたいと思えます。

次に、下水道の汚泥の処理についてですが、実はこのことについてはこの管内でも民間の業者が下水汚泥の堆肥化というのを進めている施設もありますし、先の9月の県議会の中でもこの北信地区の下水道汚泥の堆肥を作る施設についての質問がありまして、そのことが私も注目を持ってみていたわけですが、この管内でもその民間業者に汚泥の処理を委託をしている自治体も具体的にあるわけです。そんなことも含めて、これからますます公共や農集、特環含めて下水道計画がどんどん進んでいく中で、この汚泥の処理問題というのは当然大きな課題としてとらえていかなければならないといふふうに思いますが、その中にはいろいろと処理方法によってはいろいろな問題点が指摘されているところでもあり、そういう

意味で広域的な汚泥の堆肥化にするのか先ほどの炭化化にするのかいろんな課題があると思いますし、さらにはどのように活用をするという様々な下水道汚泥の活用方法というのがあるわけで、そのような研究課題というのも具体的に進めていかなければならないというふうに思いますけれども、具体的な市町村圏計画の中では、堆肥化施設を建設をするという具体的に文言としてあらわしているわけですから、そのことについてどのように具体的に、先ほどの答弁の中では30年度内までにというような答弁がありましたけれども、そのことについて改めて伺いをしておきたいというふうに思います。

広域連合の担う役割について、これも昨年いろいろと申しあげましたからあまり重ねて申しあげませんけれども、確かに権限の委譲という問題も大きく言われたわけですが、しかし具体的には確か二つの事務しか委譲されていないわけです、県から。県の方は、それぞれの連合から、こういう事務を権限を下ろしてくれという要望がないからだとかいろいろ言っているようですけれども、逆に今のそれぞれの自治体の大変な状況の中で、例えば介護認定審査会などは共同処理をしている一つの具体的な事例だというふうに思うんですけれども、そういった広域管内の中でそれぞれの行財政基盤を確立をするという意味での共同事務や処理方法などを含めて、まさに広域連合7市町村が一緒に手を携えて進んでいけるというそういう方策をきちんと考えていかなければいけないと思いますし、自治体によっては広域連合に何を求めているのか、どういうことを広域連合として欲しいのかという、あるいはそういったことも含めて考えておく必要があると思いますし、中には例えば、もう大変だから県の方にこの事務あるいは事業などを委託をしようじゃないかというような逆委託方式なども一部では考えても良いのではないかという議論もあるようであります。そんなことも含めて、広域連合としての立場を明らかにし、そして7市町村が一緒になって歩いて行けるようなそういう方策を考えていくべきではないかというふうに思いますが、改めてご答弁をいただきたいと思います。

副議長(中嶋元三君) ここで10分間休憩いたします。
(休憩) (午後 2時03分)

(再開) (午後 2時13分)
副議長(中嶋元三君) 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。
事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) ただ今の再質問についてお答え申し上げます。先ず一点目は、介護保険法の見直しの関係で、資格の問題、それからホテルコスト等の問題等々がございましたけれども、私も県のほうからいただいている、得ている資料ですけれども、非常に项目的部分だけでまだ内容の詳細は具体的にわかっておりません。例えば施設における居住費用それから食費負担の見直し、それから施設入所の対象者の重点化、在宅支援体制の強化というような項目だけでございまして、なかなか見えてこない部分があるわけですが、一応資格の関係につきましては、日頃施設職員にできるだけ資格をとっていただきたいというようなことでお願いをし、順次進めております。現在201人のプロパー職員がいるわけです

けれども、108名の方が介護福祉士、率にして53.7%の職員が持っております。まあそんなことでこの部分についてはこれからのきつとまた情報もあろうかと思えます。それからホテルコストの部分でありますけれども、これにつきましてもほんとに何もよく見えてこないで、ホテルコストの見直しというだけのもので見えてこない部分がございますので、また動向を見ていきたいと思えます。なお嘱託職員の待遇についてでございますけれども、やはり人件費抑制あるいは健全経営の部分から考えて嘱託職員が、だんだん増やさざるを得ないのではないかと考えております。ただ、先ほどからご意見ございましておき待遇改善はできるだけ図っていきたいというふうに考えております。それからホテルコストの関係で、協定書のご関係でございます。先ほども申しあげましたとおり、協定書だけで補助金の交付をしていいのかどうかというようなご意見もございまして。国のほうでホテルコストの見直し等が検討されておりますので、その行方を見ながら研究を進めていきたいと思っております。それからごみ処理のご関係でございますが、事務のすり合せが中心で広域としてどう考えるのかというお話でございます。現在もそれぞれの岳南あるいは岳北の会議に同席させていただいて、それぞれの意見を聞かせていただいております。これからは岳北あるいは岳南等々とのすり合せを進めていきたいと思っております。それから汚泥のご関係でございます。汚泥処理のご関係につきましても、先ほど連合長からお話ございましたとおり、堆肥化あるいは炭化という事で処理方法を決定し、平成30年度を目標にということで計画が策定されております。平成30年度の汚泥の処理量が22.2トンということで設定されておるわけですが、これにつきましても現在具体的な動きがございませんけれども、さらに必要であればすり合せをしていく必要があろうかと思えます。最後に広域連合の役割はという部分でございますけれども、先ほど連合長のほうから答弁ございましたとおり、それぞれ組織市町村の独自性を尊重しながら地域が一体となって取り組めるようなことで努力していきたいというふうに考えております。また具体的な事例がございませんけれども、もし具体的な事例が出てくれば、またそれぞれの立場で協議をしていくようになるかと思えますが、一応独自性を尊重して地域が一体となって取り組める課題に向けて取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 11番高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 引き続きお願いをいたします。先ほども答弁にありましたように、例えば国の補助負担金のご見直しについてですね、地方6団体がまとめたその中に、例えば社会保障関係では養護老人ホーム等の保護費負担金ですが、老人福祉法第26条第2項でいきますと2分の1ということになっているわけですが、これが国の予算的には平成16年度の国の予算で567億2千8百万円という16年度の予算額ですし、あわせて社会福祉施設整備費負担金、特に老人福祉施設特養についても205億3千7百万円ですと、これは実はこれでいきますと、居住福祉型でいきますと、標準でいって400万円掛ける定員、併設のショートステイでいきますと130万円掛ける定員という、そういう数値になっているわけですが、その他に地域によって加配とかいろいろあるわけですが、こういったいわば負担金のご見直しが具体的な数字として出されているわけですね、でそのことは先ほど申しあげましたように栄村に建設する特養についても、国庫補助負担金のご見直しの中で、具体的に建設費用がカットをされるという状況が当然生じてくると思うんですね。そういったしますとホテルコストの問題も含めて、出されている協定書

のひながたでいきますと、全面的な見直しを含めて迫られるのではないかと、そういうふうに思うんですよ。したがってそのことを考えてみますと、一体当初の社会福祉法人博悠会がプロポーザルで出した数字が、この国の見直しによってどの程度の変更を余儀なくされるのかどうなのか、いわば根本的な見直しですね、補助金の問題も含めて、そこに行き着くのではないかとというふうに思うんですが、先ほどの答弁の中では拘束をされるのは本年度と来年度チャレンジをしていくというような次長の方から答弁がありましたけれども、そのことも含めて基本的な見直しと同時に、先ほど1億2千万余の補助金については補助金の交付要綱などをきちっと作っていくべきだというふうに提言を申しあげましたけれども、そのことも含めてこの協定書の見直しについて、あるいは補助金の交付要綱の制定などについてどのようにお考えになっているのか改めてお伺いしておきたいというふうに思います。ごみ処理の問題について確かに推進協議会を設置をして検討をしていこうという方向になっていると思うんですが、この現在の推進協議会のいわば開催状況などについて先ずお聞きをしたいと思うんです。下水道汚泥もそうですけれども、それぞれの行政とすれば委託費用をなるべく安くしたいという思惑がありますから、なかなか広域で一つの数字を出してもそれぞれの自治体財政によってはもっと安い所がある、そっちのほうに委託をしたいとか処理をしていきたいという、そういう個々の事例というのは当然出て来ると思うんですね。そういうことを考えますとなかなか一本化できないというのも一つの悩みだというふうに思うんです、現実の問題として。そのことを含めまして広域的な処理計画をしていくことがどれだけの、将来的の費用対効果あるいはメリットがあるのかということ具体的に指し示していくことが必要ではないかというふうに思いますけれども、そのことも含めてどういう連絡調整あるいは事務のすり合せをしていくのか、推進協議会も含めてお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。下水道汚泥の処理についてですが、先の長い話ですけれども、この下水道の汚泥についても様々な処理方法というものは当然出て来ると思うんですよ、これから先、さらには汚泥を排出をしないという、そういう処理施設というものも当然今後の視野の中では出て来るであろうというふうに思うんです。ただ現実の問題としてこの管内で民間の業者が下水道の汚泥を堆肥化をするという施設が存在をし、9月県議会でも問題視され、田中知事は大変注目をしているというような答弁をしたようでもありますけれども、そんなことも含めて現実にあるそのことが、この地域の環境問題や様々な問題に波及をしていくことも心配される一つの懸念材料だというふうに思うんですが、そのことについて見解がありましたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。最後に広域連合、大変あの難しい問題です、確かに広域計画を作り、連合長には、それに例えば従わない場合には勧告権という一つの力があるわけですが、そこまで行くという広域連合というのはなかなか全国どこを見てもないわけで、そこはやはり構成する市町村が同じ目標に向かって緩やかではあっても最良の姿勢を示していくことが、管内の協力体制そして組織、団結力を高めていくという、そういう方向で同じ目標を設定をして行こうという、そういう動きだというふうに思いますから、大変財政的にもあるいは環境的にも経済的にも厳しい状況の中で、是非これからも広域連合として大きな目標に向かって進んでいけるような、そういう方策を引き続き摸索をしながら進んで行っていただきたい、さらには提案をしていただきたいということを重ねて、質問を終わります。

副議長(中嶋元三君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 何点かの質問がありましたけれども、私のほうからお答えを申しあげます。先ず養護老人ホームの例あるいは16年度予算、国の予算の数字を示されまして負担金の見直しとして、今後見直しをしていく必要があるのではないかというようなことから、栄村建設の協定書の見直しも迫られるのではないかということでございます。これにつきましては当初計画で、現在も進んでおるわけでございます。大きく制度が変わりまたこれからの事業計画の状況いかによっては、大きく根本がすっかり変わってくるということが予想されます。もしそういうふうになりますれば、また再度検討協議をさせていただく必要があるのではないかと思われまます。それからごみ処理の推進協議会の開催状況がどうかということでございます。実際に計画策定後、ごみ処理の推進協議会の開催状況は正直ありません。そんなことで現在計画書が一応策定されておるわけですが、平成29年度目標で、それに向けてという考え方でございます。それから下水汚泥の関係で考えがあったら示して欲しいと、管内に現実的な問題がある、環境に影響するのではないかというようなお話でございましたけれども、下水汚泥につきましても平成30年度目標で計画策定されております。これにつきましては、それぞれのグループに分かれて、3つのグループに分かれてそれぞれの処理方法で対応という考え方であるわけで、これにつきましてもこの計画どおりで進めて、それぞれ進んでいるというふうにしております。それから連合の関係で勧告権がある、非常に難しい問題だけれども取り組んで欲しい、前向きに取り組んで欲しいというご意見でございます。やはり連合の役割等再認識しながら精力的に取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

副議長(中嶋元三君) 以上をもちまして、高木尚史議員の質問を終結いたします。

3 討論、採決

副議長(中嶋元三君) 日程3、討論、採決を行います。はじめに、討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

副議長(中嶋元三君) ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後 2時29分)

(再開)

(午後 2時30分)

副議長(中嶋元三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長(中嶋元三君) 通告がありませんでしたので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。はじめに、議案第1号 平成16年度一般会計補正予算(第1号)から、議案第9号 平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)までの、以上9議案について、一括して採決いたします。

おはかりいたします。 議案第1号から、議案第9号までの9議案について、原案のとおり決すること

に、賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

副議長(中嶋元三君) 起立全員であります。よって、議案第1号から、議案第9号までの9議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成15年度一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第20号 平成15年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上11議案について一括して採決いたします。

おはかりいたします。議案第10号から、議案第20号までの11議案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

副議長(中嶋元三君) 起立全員であります。よって、議案第10号から議案第20号までの11議案については、原案のとおり認定されました。

4 議 第1号 長野県高齢者プランに基づく特別養護老人ホーム新設の事業採択を求める意見書について

副議長(中嶋元三君) 日程4、議 第1号 長野県高齢者プランに基づく特別養護老人ホーム新設の事業採択を求める意見書について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。19番、桜沢恒友議員。

19番(桜沢恒友君) 19番桜沢です。提案理由の説明を申し上げます。長野県が策定した「長野県高齢者プラン」では、当北信圏域に70床の特別養護老人ホームを整備することとしております。北信広域連合では、昨年度この施設建設に民間活力を導入することとし、栄村の平滝地区に、プロポーザルにより決定した社会福祉法人博悠会による特別養護老人ホームの建設予定地をとり、8月にヒアリングを受け、今月末には2次のヒアリングが予定されておるところであります。昨年度から特別養護老人ホームの建設に対する県の事業採択が非常に厳しい状況にあり、また平成17年度からは制度も変更される見込であります。当管内におきましては大勢の方が特別養護老人ホームの入所を希望されており、施設整備が急務であります。このようなことから、特別養護老人ホームの新設について意見書を提出し、事業採択をされるよう求めるものであります。

次いで、意見書の件に入ります。議第1号 長野県高齢者プランに基づく特別養護老人ホーム新設の事業採択を求める意見書について、地方自治法第99条の規定により、別記意見書を関係行政庁に提出するものとする。平成16年10月25日提出。提案者、北信広域連合議会議員桜沢恒友、賛成者、北信広域連合議会議員田中昭男、小島友一、上野博文、山崎治茂。

長野県高齢者プランに基づく特別養護老人ホーム新設の事業採択を求める意見書(案)

平成15年4月に長野県が策定した「長野県高齢者プラン」においては、特別養護老人ホーム施設整備の平成19年度目標整備数が設定され、北信広域連合管内では70床の増床が示されたところである。

当北信圏域の高齢化率は26.2パーセントで、県平均より3.2ポイント高く、住民から特別養護老人ホームの施設拡充の要望が高まっている。このプランに沿って、北信広域連合では、特別養護老人ホー

ムの設置・運営を民間事業者により行うこととした。

そこで、栄村平滝地区に民間事業者による特別養護老人ホームの建設が計画され、栄村では建設用地を既に確保し、地元の受け入れ態勢も整っているところであり、また、北信広域連合としても財政支援を予定しているところである。

ついては、栄村への特別養護老人ホームの新設について、事業採択されるよう強く求めるものである。以上であります。

5 議案質疑、6 討論、採決

副議長(中嶋元三君) 日程5 議案質疑、日程6 討論、採決を行います。

はじめに、議案質疑を行います。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中嶋元三君) ありませんければ、以上をもって、議案質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

副議長(中嶋元三君) ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後 2時35分)

(再開)

(午後 2時35分)

副議長(中嶋元三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長(中嶋元三君) 通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議 第1号 長野県高齢者プランに基づく特別養護老人ホーム新設の事業採択を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

副議長(中嶋元三君) 起立全員であります。よって、議 第1号は、原案のとおり可決されました。

副議長(中嶋元三君) 以上で、予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長から、あいさつがあります。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君登壇)

広域連合長(青木 一君) 10月定例会の閉会にあたり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。10月18日に開会させていただき、本日までの8日間、会期中議員各位におかれましては、北信地域発展のために格別のご精励をいただきまして、敬意を表しますとともに、厚く御礼を申しあげる次第でございます。提

案をさせていただきました各議案とも、それぞれ可決、認定をいただきありがとうございます。本定例会開会中の台風23号にありましては、それぞれの市町村において大変大きな被害が出ており、被害にあわれた皆様方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、それぞれのお立場でその対応にご尽力をいただきましたことに、敬意と感謝を申しあげる次第であります。また、広域連合といたしましても、特別養護老人ホーム望岳荘におきまして、飯山市にある、グループホームの入所者の皆様方の避難先として受け入れをしたところであります。また23日以降頻発している新潟県「中越地震」につきましても、広範囲に甚大な被害が発生しており、死者、負傷者の被害にあわれた皆様方に、重ねてお見舞いを申しあげるところであります。さて、一般質問の中でもご答弁を申しあげましたように、新設特養の事業採択など広域連合としての広域的に取り組むべき事務事業について、真剣に取り組んでまいり所存でございます。今後とも、議員各位のご理解とご協力をお願い申しあげまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

7 閉 会

副議長(中嶋元三君) 以上をもちまして、平成16年第3回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(閉 会)

(午後 2時40分)

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成16年10月29日

北 信 広 域 連 合 議 会

議 長 小 林 洋 之

副 議 長 中 嶋 元 三

署名議員 上 野 博 文

署名議員 浦 野 良 平